

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年7月24日
【発行者の名称】	株式会社数理技研 (SURIGIKEN CO., LTD.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 浩二
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田三丁目7番10号
【電話番号】	03-6417-4778 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 立川 浩三
【担当J-Adviserの名称】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白井 恒太
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2026年8月24日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘または特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社数理技研 https://www.suri.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討したうえで投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、または公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽でありまたは欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、または欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽でありまたは欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)にしたがって、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、または公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明または保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第46期	第47期	第48期	第49期（中間）
決算年月	2023年 9 月	2024年 9 月	2025年 9 月	2026年 3 月
売上高 (千円)	1, 162, 166	1, 246, 336	1, 194, 845	530, 146
経常利益 (千円)	339, 942	249, 436	140, 854	22, 664
当期(中間)純利益 (千円)	193, 212	249, 882	131, 380	14, 409
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	100, 000	100, 000	100, 000	10, 000
発行済株式総数 (株)	226, 388	226, 388	226, 388	229, 388
純資産額 (千円)	293, 623	634, 867	743, 568	736, 906
総資産額 (千円)	729, 829	868, 942	952, 252	910, 855
1株当たり純資産額 (円)	129. 44	280. 17	328. 21	321. 03
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	50 (—)	100 (—)	100 (—)	— (—)
1株当たり当期(中間)純利益金額 (円)	85. 35	110. 38	58. 03	6. 28
潜在株式調整後 1株当たり当期(中間)純利益金額 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	40. 15	72. 99	78. 03	80. 85
自己資本利益率 (%)	98. 36	53. 89	19. 08	1. 95
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	5. 86	9. 06	17. 23	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	245, 749	176, 820	170, 373
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△1, 977	△16, 455	△1, 184
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△208, 437	△65, 533	△21, 051
現金及び現金同等物 の期末(中間期末)残高 (千円)	—	212, 551	307, 383	455, 520
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	64 [0]	68 [0]	67 [0]	66 [0]

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期（中間）純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3. 当社株式は非上場であるため株価収益率を記載しておりません。

4. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第48期の財務諸表及び第49期（中間）の中間財務諸表については監査法人アヴァンティアの監査及び期中レビューを受けておりますが、第46期及び第47期の財務諸表については当該監査を受けておりません。

なお、第46期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。

5. 第46期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
6. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第47期の期首から適用しており、第47期以降に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
7. 2026年5月18日付で普通株式1株につき10株の分割を行いました。第46期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(中間)純利益金額を算定しております。
8. 2025年12月4日開催の定時株主総会において、資本金90,808千円及び資本準備金80,008千円を減少し、減少する資本金及び資本準備金の全額をその他資本剰余金に振り替えることを決議（効力発生日2025年12月9日）しております。これにより資本金額は10,000千円となっております。

2 【沿革】

当社は、1979年東京都新宿区大久保において、コンピュータやプログラミング等のIT黎明期に科学技術計算の将来性を見出し、さらなる需要の拡大に対応することを目的として、当社創業者である東條巖ほか6名が発起人となり設立いたしました。

当社設立以降に係る経緯は、以下のとおりであります。

年月	概要
1979年 3 月	科学技術分野に強みを持つ企業として、東京都新宿区大久保にて当社設立。
1979年10月	原子力研究所より「原子炉破断解析」「核融合プラズマシミュレーション」を受注。
1983年12月	American Telephone and Telegraph Company社とUNIXソースライセンス契約を締結し、基盤システム分野に進出。
1986年 1 月	本田技研工業株式会社より新生産管理システム（TARGET）を受注し、業務システム分野に進出。
1992年 4 月	山梨県中巨摩郡竜王町（現 甲斐市）にオープンシステム研究所を開所。
1993年12月	富士通株式会社より超並列OSを提供。 日本電信電話株式会社より専用線回線設計システム（ALEX）を提供。
1994年12月	インターネットサービスプロバイダー事業を展開する東京インターネット株式会社設立に当社社長東條巖が役員として参加。
1997年 1 月	ソニー株式会社より新原価計算システムを提供。
1997年 7 月	構造解析ソフト「SAMCEF」の販売・コンサルティングを開始。
1999年 3 月	独立行政法人情報処理推進機構、関東通産局それぞれよりソフトウェア開発事業を受注。
1999年 7 月	東京めたりつく通信株式会社設立に参加。日本初のxDSLによるブロードバンドサービス提供開始。
2001年 2 月	21シリーズ（「店舗」「本部」「通信業」）のサービス提供を開始。
2002年10月	金融工学の研究、商品開発・販売を目的とした金融工学センターを立ち上げ。
2003年 1 月	金融業向け信用リスク評価管理システムCREDIT SAVER のサービス提供を開始。
2003年11月	オンメモリデータベースエンジンをCoreSaver®と呼称しサービス提供を開始。
2004年 3 月	不良債権評価システムCollection Saverのサービス提供を開始。
2006年 1 月	日本電気株式会社とオンメモリデータベースエンジンの活用に関する技術提携契約を締結。
2007年 4 月	中国北京飛箭軟件有限公司と業務提携。マルチフィジクス有限要素法（注）プログラムを生成するパッケージFEPGを日本に導入。
2007年10月	超高速電文処理能力（10万件/秒）を実現した新開発のメッセージング・ミドルウェアを株式会社シンプレクス・テクノロジーと共同開発。
2009年 3 月	情報セキュリティ認証（ISO27001）取得。
2009年 7 月	処理スピード2ミリ秒の「外国為替証拠金取引市場（FX）」における売買システムを開発。
2009年12月	1日最大2億レコードのティックデータ分析システムを構築（2013年時点1日最大10億レコード）。
2013年 4 月	システム運用を効果的に支援するデータマイニング・コンサルティングを開始。
2013年11月	大手紳士服小売業にCore Saverを活用した総合情報管理システムを納品。
2015年10月	当社及びアストロラボ株式会社の共同株式移転により株式会社アストロ数理ホールディングスを設立。同時に I N D E X 株式会社、ASTROLAB PTE. LTD. の株式を、アストロラボ株式会社から株式会社アストロ数理ホールディングスへ100%譲渡し、4社を完全子会社化する。

2016年12月	仮想通貨取引所システム ARG を株式会社シーエムディーラボと共同開発。
2018年 2 月	大手製薬メーカーにIFRS 対応の管理会計・予実管理システムを納品。
2018年 6 月	株式会社アストロ数理ホールディングスからアストロラボ株式会社及び ASTROLAB PTE.LTD. が分離。 株式会社アストロ数理ホールディングスは株式会社数理ホールディングスへ名称変更。 子会社のINDEX株式会社は株式会社数理エンジニアリングサービスへと社名変更し、数理グループが発足。
2019年 2 月	株式会社数理エンジニアリングサービスを売却。
2019年 7 月	親会社である株式会社数理ホールディングスを吸収合併。
2022年 4 月	本社を品川区西五反田アーバンネット五反田NNビルに移転。
2023年 1 月	大手紳士服小売業とCoreSaver® AP等を活用した統合システムの開発を開始。
2025年 7 月	品川区西五反田SD I 五反田ビルにサテライトオフィスを開設。

(注) 「マルチフィジクス有限要素法」は、複数の物理現象を同時に考慮して解析を行う手法の1つです。例えば、構造と伝熱、流体と構造など、異なる物理現象が相互に影響し合う状況をシミュレーションし、システム全体の挙動を予測したりすることができます。

3 【事業の内容】

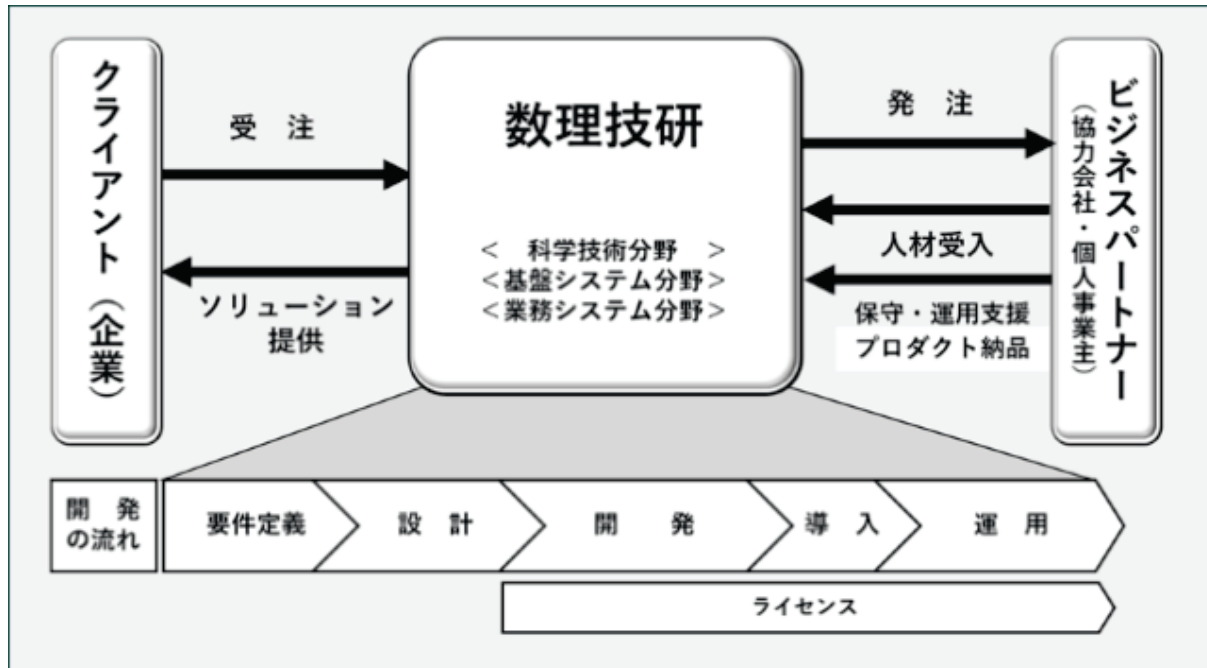
当社は、業務システム、基盤システム、科学技術分野の3領域でソフトウェア開発を行うシステムインテグレーション事業を展開しています。

主にコンペティションを通じて案件を受注し、幅広い業界の国内企業向けにシステムを提供しています。特に流通業界・金融業界で豊富な実績を有しています。

また、要件定義から設計・開発、導入・運用・保守までを一貫して自社対応する体制を構築しており、一部案件ではビジネスパートナーと連携することで、高品質なシステム提供を実現しています。

さらに、開発工程ごとに契約を締結する多段階契約を採用し、安定した事業運営を図っています。加えて、自社開発の「CoreSaver®」を活用した業務システムでは、導入・運用時のライセンス収入により、収益の安定化につなげています。

(事業系統図)



(1) 事業の特徴

当社では、クライアントが求めるシステムについて、要件定義から運用・保守までを総合的に行い、科学技術分野で培った知識や技術を、基盤システム分野及び業務システム分野での業務に活用してまいりました。

① 業務システム分野

業務システム分野では、当社が独自に開発した「CoreSaver®」を用いた業務システム開発を行っているほか、顧客の多様なニーズに応える様々なシステム開発（基幹系・部門系・情報系・金融系等）を行っております。特に流通系システム、金融系システムに強みがあります。

また、この分野の開発では、主に請負契約により受託し、開発を進めております。システム導入後は、保守契約（準委任契約）により、安定的なサービス支援を行っております。

② 基盤システム分野

当社は、1983年12月にAT&T社とUNIXのソースライセンス契約を締結して、基盤システム分野へと進出し、カーネル（OS）（注）及び通信ネットワークに関する様々な基盤システム・サービスの提供を行っております。この分野の開発では、主に準委任契約により受託し、開発を進めております。

（注）「カーネル」とは、OS（オペレーティングシステム）の中核部分を指し、CPUやメモリなどのハードウェアとアプリケーション・ソフトウェアの橋渡しをします。具体的には、プロセス管理、メモリ管理、デバイス管理、ファイルシステム管理などを行います。

③ 科学技術分野

科学技術計算は、当社設立当初から手掛ける業務分野であり、これまで、人工衛星の軌道制御、原子力構造物の熱構造解析などを手掛け、現在では、物理学、数学の基本的知識のみでなく、これら解析技術をもとに、大規模組み合わせ最適化問題や金融工学、構造解析などの様々な課題解決を行っております。

この分野の開発では、主に請負契約により受託し、開発を進めております。

(2) 製・商品及びサービスの特徴

① CoreSaver®の特徴

CoreSaver®は、当社が独自に開発したオンメモリ型データベース（注1）エンジンで、超高速アクセス性能と堅牢性に特徴があります。オンメモリ版のみならず、メモリとディスクで管理する拡張性に富んだHyBrid（Ver. 2）版も開発しております。

高速性	メモリを主要な記憶装置として利用し、ハードディスクを補助的に使用することで、すべての情報をメモリ上で共有し、高速なデータ読み書きを実現しています。 また、テーブルデータをメモリ上の連続領域に保持し、非SQL（注2）のC言語関数による直接アクセスを行うことで、SQL処理負荷を抑え、高速処理を可能としています。
堅牢性	データベースの更新内容をジャーナルとして記録し、複数拠点でデータ同期することで、オンメモリ型でありながら高いデータ保護を実現しています。 さらに、HA・クラスタ構成（注3）を採用し、本番系と待機系を二重化することで、障害発生時には自動フェールオーバー（注4）に対応しています。
独自性	アプリケーションと一体で開発している点や、SQLを使用せずC言語で開発している点に独自性があります。また、類似製品には海外製品も存在しますが、CoreSaver®は当社独自開発の純国産製品です。

（注1）「オンメモリ型データベース」は、データをディスクではなくメインメモリ（RAM）上に直接保存・管理するデータベースのことで、ディスクI/Oが不要になるため、従来のディスクベースデータベースに比べて圧倒的に高速なデータアクセスとリアルタイム処理を実現します。

（注2）「SQL（Structured Query Language）」は、データベースからデータを検索・追加・更新・削除したり、データベースの構造自体を管理したりするための標準的な言語です。リレーショナルデータベース（RDB）で使われ、データを「行」と「列」で構成される表形式で管理し、SELECT（検索）やINSERT（挿入）、UPDATE（更新）、DELETE（削除）などの命令文（SQL文）を使ってデータベースを操作します。

（注3）「HA・クラスタ構成」とは、複数のサーバーを連携させて「高可用性（High Availability）」を実現する仕組みです。一台が故障してもシステム全体が停止しないよう、待機サーバーに処理を自動で引き継いだり（フェールオーバー）、負荷を分散したりして、システム停止時間を最小限に抑える構成のことで、

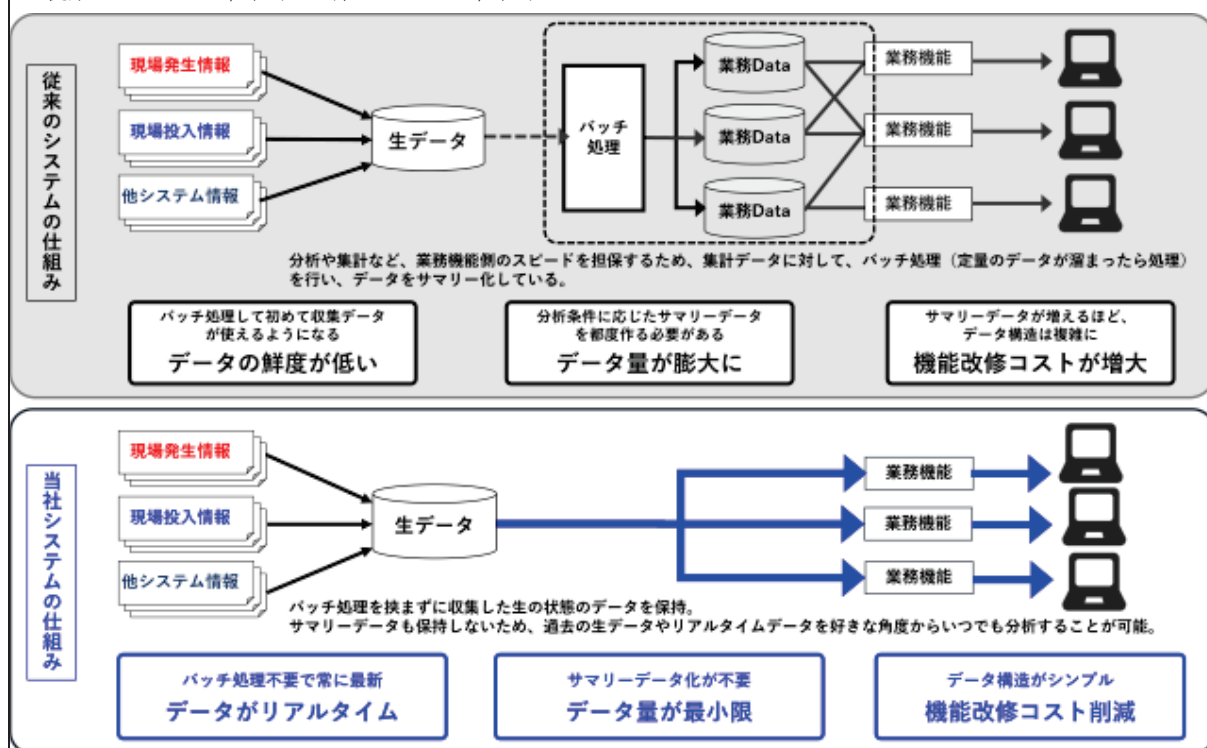
(注4) 「フェールオーバー」は、稼働中のシステム（ネットワークやサーバーなど）に障害が発生した際、自動的に待機している別のシステムに切り替える仕組みのことです。システムの可用性を高め、サービスの中断を最小限に抑え、ビジネス継続性を確保するために不可欠な技術です。

② CoreSaver®が提供するSolution

a. 投入データを即時に参照・演算処理できます。

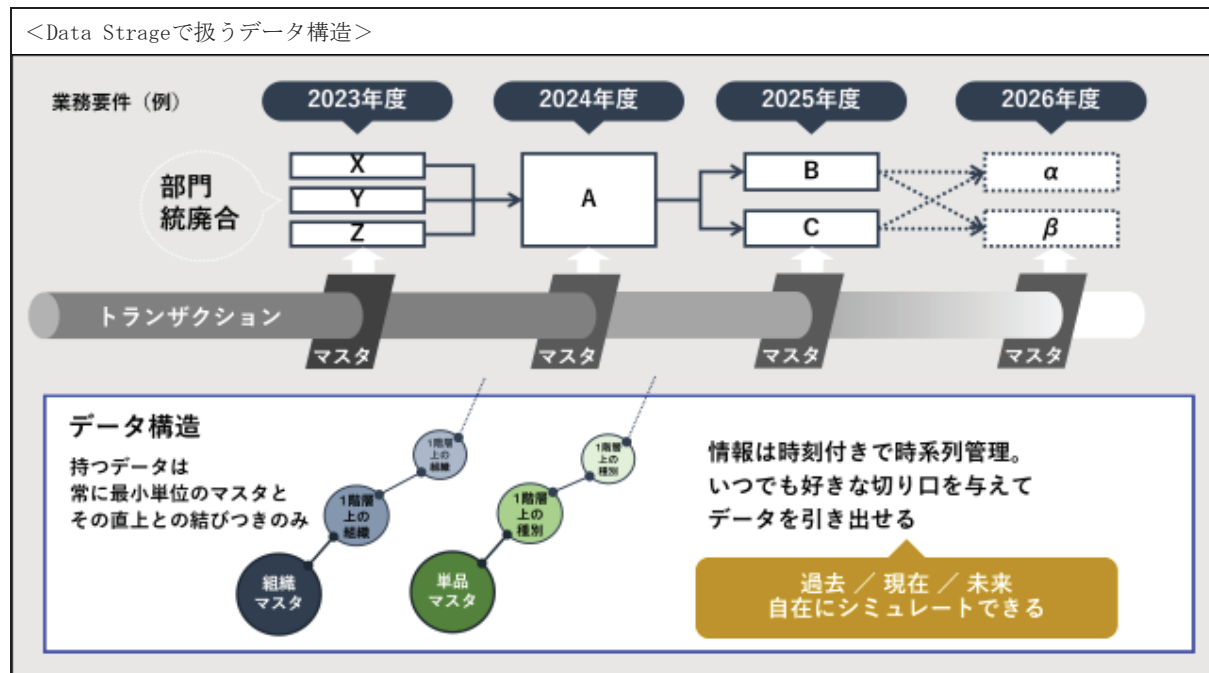
CoreSaver®はバッチ処理を行わず、生データをそのまま利用するため、常に最新データを活用可能です。また、サマリーデータを保持せず過去の生データを直接分析できるため、データ量を最小限に抑えつつ、シンプルなデータ構造を実現し、機能改修コストの削減につながっています。

＜従来のシステムの仕組みと当社システムの仕組み＞



b. 現在だけでなく過去の状態も追跡でき、データを入れ替えることなくシミュレーションが可能です。

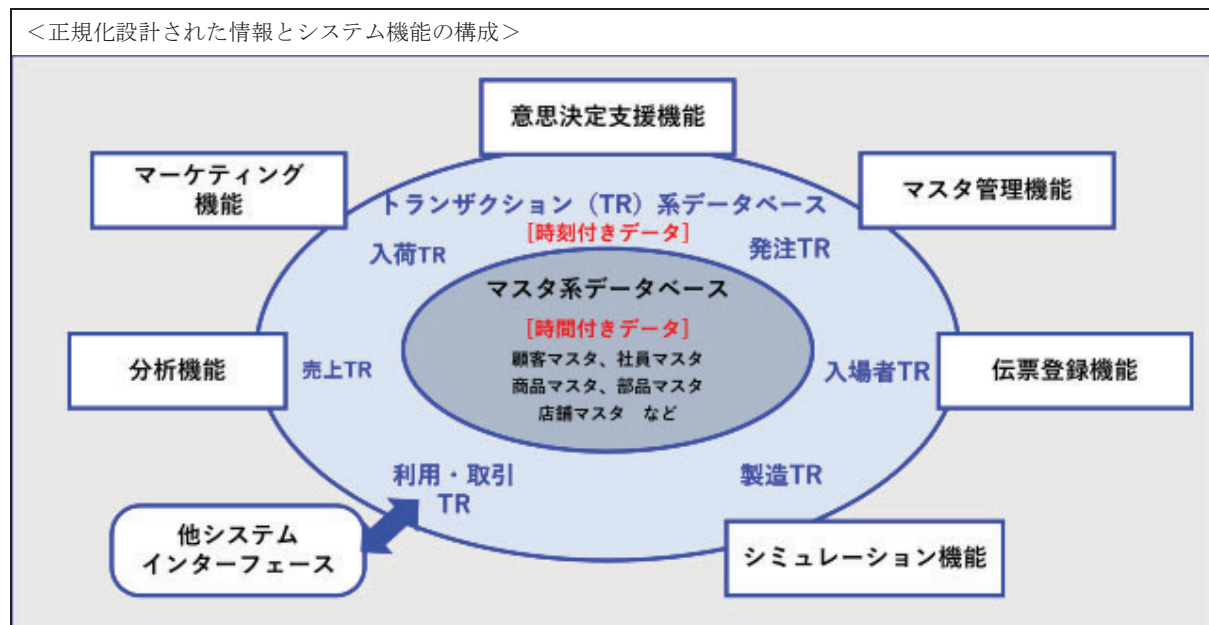
情報は最小単位で保持されており、履歴を持つマスタ情報と発生時刻を持つトランザクション（注5）情報を組み合わせることで、過去データを現在条件で活用した分析や、将来予測のシミュレーションを実現します。



（注5）「トランザクション」は、ひとまとまりとして扱われる処理の単位のことです。トランザクション処理とは、一連の作業を一つの「不可分な取引」として扱い、必ず完遂させるための仕組みであり、オンラインサービスやデータベースの信頼性を支える基盤技術です。

c. システム構成がシンプルなため、機能変更や拡張を迅速かつ低コストで実現できます。

データは履歴を持つマスタ情報と発生時刻を持つトランザクション情報に分けて管理し、「1つの事実を1か所で管理（One Fact in One Place）」という正規化設計に基づいて構成されています。



d. CoreSaver®シリーズ

リアルタイムシステムのパッケージ製品として「CoreSaver®シリーズ」を提供しており、クラウド型・オンプレミス型の両方に対応しています。標準機能と部品群を組み合わせたカスタマイズ可能なソフトウェア製品で、代表的なラインナップは以下のとおりです。

製品名	製品の内容
CoreSaver® Retail MD (Retail Marketing Merchandising)	流通小売業に対応した基幹システム（スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等） 発注/仕入・返品/買掛/売上/在庫/統合データベース
CoreSaver® CRM/BI (Customer Relationship Management /Business Intelligence)	顧客管理・ポイント管理に対応したCRM、自由分析やバスケット分析等に対応したBI（注6） ポイント管理/顧客管理/情報連携/売上・顧客・マトリクス分析
CoreSaver® MDB (Management DashBoard)	企業の業績管理の可視化に対応したダッシュボード（注7）システム ダッシュボード/POS連携/MD(注8)・AP(注9)連携/CRM連携
CoreSaver® BM (Business Management)	業種を問わず、KPI管理・管理会計に対応した経営管理ソリューション 予算・KPI管理/財務会計連携/ダッシュボード/データ分析(BI)
CoreSaver® ARG (Algorithmic Redesign Global)	超高速レイテンシーを実現する仮想通貨取引管理ソリューション 取引管理/顧客管理/分析機能の統合取引所機能
CoreSaver® Retail AP (Apparel Optimaize Merchandising)	アパレル業に対応した基幹システム 発注/振分/店舗移動/マークダウン/統合データベース

（注6）「BI (Business Intelligence)」とは、企業が持つ膨大なデータを収集・分析・可視化し、経営層や現場の意思決定を支援する仕組みやツールのことです。

（注7）「ダッシュボード (DashBoard)」とは、複数の異なるデータや情報をグラフや表などで「見える化」して一画面に集約表示するシステムのことです。ビジネスでは、経営状況や業務の進捗を一目で把握し、迅速な意思決定を支援するために使われています。

（注8）「MD (Merchandising)」とは、売上最大化と顧客満足度向上のための小売・流通業における重要なマーケティング戦略のことで、顧客が欲しいと思う商品を、適切な場所・数量・価格・タイミングで提供するために、商品の企画・開発、仕入れ、価格設定、売り場演出、販売促進までを一貫して戦略的に行う企業活動のことです。商品政策や商品化計画とも訳されます。

（注9）「AP (Accounts Payable)」とは、「買掛金・支払管理」のことで、「MD・AP連携」は、商品仕入情報と支払情報を自動連携することをいいます。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
65	52.0	15.9	7,659

事業部門の名称	従業員数(名)
開発グループ	58
営業部	1
経営管理グループ	5
内部監査担当	1
合計	65

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はシステムインテグレーション事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第48期事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

当事業年度の日本経済は、円安を背景としたインバウンド需要の拡大や、賃上げの進展による雇用・所得環境の改善を受け、個人消費が持ち直し、緩やかな回復基調となりました。しかしながら、米国の通商政策の影響が自動車産業を中心に見られるなど、企業収益の改善には足踏みがみられます。さらに、ウクライナ情勢や中東地域の緊張といった地政学リスク、世界的な異常気象に伴うサプライチェーンの再構築、原材料やエネルギー価格の上昇などにより、企業活動は慎重な姿勢が続いており、先行きは依然として不透明な状況にあります。

一方、人口動態の変化による人手不足を背景に、デジタル化による省人化の動きが加速しています。特に企業では、業務効率化を目的としたAI技術の導入やDX（デジタルトランスフォーメーション）への設備投資が引き続き拡大しています。こうした流れを受け、当社が属するソフトウェア業界においても、幅広い業種からの需要を背景に堅調に推移しました。しかし、先端技術分野における高度なIT人材の不足は一段と深刻化しており、人材の確保・育成や業務効率の向上が喫緊の課題となっております。

このような状況下において、当社は拡大するIT需要を取り込むため、新規顧客の開拓やビジネスパートナー企業との関係強化に取り組みました。また、新卒・第二新卒採用を積極的に行うとともに、教育・研修を通じて品質と生産性の向上を図り、事業規模の拡大と市場競争力の強化を進めてまいりました。

具体的には、既存取引先との関係強化による受注増加に加え、前期に納品した大型開発案件に関する導入支援や保守業務を受注・遂行しました。また、前期に受注した新たな情報システム開発案件についても、納品を完了し、安定した売上の確保に努めました。さらに、積極的な採用活動の結果、第二新卒及び新卒の技術職各1名、計2名を採用しました。新入社員については、導入研修を終え、OJTによる実践経験を通じて、生産性の向上を図っています。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,194,845千円（前期比4.1%減）となりました。

利益については、システム開発要員を補うために外注費が増加したこと、また受注損失引当金を計上したことなどにより、営業利益は140,374千円（前期比45.0%減）、経常利益は140,854千円（前期比43.5%減）、当期純利益は131,380千円（前期比47.4%減）となりました。

なお、当社はシステムインテグレーション事業の単一セグメントであるため、セグメントに代えて事業分野別の状況を記載しております。

<業務システム分野>

既存契約先との関係強化による案件受注に加え、前期受注し、継続して手掛けている新情報システム開発案件の納品もありましたが、前期に新規大型開発案件を納品、売上計上した影響もあり、売上高は980,960千円（前期比5.0%減）となりました。

<基盤システム分野>

既存契約先との関係強化により案件の継続に努め、新たな受注・業務遂行もありましたが、契約終了した案件の影響もあり、売上高は211,885千円（前期比0.3%減）となりました。

<科学技術分野>

新規取引先（製造業）において、製造計画最適化モデルの構築に向けたPoC（Proof of Concept：概念実証）を受注・業務遂行したこと等により、売上高は2,000千円（前期比100.0%増）となりました。また本PoCの結果を受け、新たな開発案件を受注しております。

第49期中間会計期間（自 2025年10月 1 日 至 2026年 3月31日）

当中間会計期間におけるわが国経済は、一部に弱めの動きがみられるものの、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費や設備投資が底堅く、緩やかに回復しております。企業収益も全体として拡大傾向を維持しており、人手不足に伴う人件費上昇分を販売価格へ転嫁する動きが非製造業へも波及するなど、収益力の改善が進展しております。

一方で、中東情勢緊迫化による原油価格の動向や地政学的リスクの高まり、米国の通商政策の変更など、世界経済の不透明感は依然として払拭されておられません。一方で、国内企業においては労働力不足への対応としてデジタル化による省人化投資を加速させており、A I 技術の活用やD X（デジタルトランスフォーメーション）を目的としたソフトウェア投資は継続的な拡大傾向にあります。

これに伴い、当社が属するソフトウェア業界の需要も幅広い業種から堅調に推移いたしました。しかしながら、先端技術を担う優秀な I T 人材の不足は一段と深刻化しており、人材の確保・育成、および開発効率の向上が引き続き喫緊の課題となっております。

このような環境のもと、当社は拡大する I T 需要を確実に取り込むとともに、業界全体の課題である人材確保や生産性向上に対応すべく、体制基盤の強化と市場競争力の向上に邁進してまいりました。

営業面におきましては、専門イベントへの参画等を通じて大手企業の C I O（最高情報責任者）を中心としたリーダー層とのネットワーク構築に注力し、経営課題に直結する I T 戦略の提案を行うことで、強固な信頼関係に基づく新規顧客開拓を推進いたしました。また、開発体制の面におきましては、ビジネスパートナー企業との連携強化により質の高い外部リソースを機動的に確保するとともに、若手社員の育成を通じた開発品質・生産性の向上に努めてまいりました。

事業面におきましては、当社の強みである業務系システムのシステムインテグレーション（S I）事業を主軸としつつ、蓄積したノウハウを活かして基盤システム分野や科学技術分野においても継続的に案件を獲得するなど、各分野で築き上げた信頼に基づく着実な営業展開が売上の確保と事業拡大を牽引いたしました。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は530,146千円となりました。利益面におきましては、要員補充に伴う外注費の増加に加え、今後のさらなる事業拡大を見据えたガバナンス体制および経営管理体制の整備・強化を目的として、役員体制の拡充（役員報酬の増加）等の先行投資を実施いたしました。これらの結果、営業利益は22,460千円、経常利益は22,664千円、中間純利益は14,409千円となりました。

当社は、システムインテグレーション事業の単一セグメントであります。事業の傾向を示すために、当中間会計期間における分野別の状況について、以下に記載いたします。

<業務システム分野>

大手紳士服小売業において、基幹システムの保守業務を継続して受注し、安定収益を確保したほか、B I ツールや物流ソリューション案件など、基幹システム導入後フェーズとしての開発案件も受注したことなどから、売上高は401,456千円となりました。

<基盤システム分野>

大手 I T ベンダーや、産業技術総合研究所、国立情報学研究所といった公的研究所を始めとする既存取引先との関係強化により、S E S 案件の継続に努めたほか、個別のリサーチ案件等を受注した結果、売上高は116,790千円となりました。

<科学技術分野>

大手食品メーカーにて、前期実施した P o C（Proof of Concept：概念実証）の結果を受け、新たに製造計画最適化モデルの開発を受注・納品したことや、新規取引先（総合 I T サービス業）において最適化 A I に関する調査・開発を受注したことにより、売上高は11,900千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第48期事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ94,831千円増加し、307,383千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果獲得した資金は、176,820千円（前事業年度は245,749千円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益が142,343千円、受注損失引当金の増加額が42,512千円、売上債権及び契約資産の減少により37,237千円の増加があった一方で、棚卸資産の増加が24,022千円、退職給付引当金の減少が11,560千円あったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は、16,455千円（前事業年度は1,977千円の支出）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が12,235千円、サテライトオフィス賃借に伴う差入保証金の支出が10,969千円あった一方で、投資有価証券の売却による収入が6,750千円あったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果使用した資金は、65,533千円（前事業年度は208,437千円の支出）となりました。これは、長期借入金及び1年内返済予定長期借入金の返済による支出が42,895千円、配当金の支払額が22,638千円あったことによるものであります。

第49期中間会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、455,520千円となりました。

当中間会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間末において営業活動の結果獲得した資金は、170,373千円となりました。これは主に、売上債権及び契約資産の減少により207,299千円、税引前中間純利益の計上により22,664千円の増加があった一方で、前期末に支給した期末賞与に係る所得税・社会保険料等の支払により、預り金が21,772千円、未払費用が12,724千円減少、また棚卸資産の増加が14,991千円、未払又は未収消費税等の減少が12,268千円あったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間末において投資活動の結果使用した資金は、1,184千円となりました。これは有形固定資産の取得によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間末において財務活動の結果使用した資金は、21,051千円となりました。これは配当金の支払額が22,638千円あった一方で、新株予約権の行使による株式の発行による収入が1,587千円あったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は単一セグメントのため、以下の項目については、セグメントに変えて事業分野ごとに記載しております。

(1) 生産実績

当社は、顧客ごとに異なる仕様に合わせてシステムを開発しております。すべて受注による生産であり、生産実績の推移は受注実績の推移と同様となるため、記載を省略しております。

(2) 受注状況

第48期事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）における受注実績は、次のとおりであります。

事業分野	受注高(千円)	前期比(%)	受注残高(千円)	前期比(%)
業務システム分野	899,444	81.3	56,787	34.4
基盤システム分野	235,731	107.3	94,216	146.4
科学技術分野	10,400	1,040.0	8,400	—
合計	1,145,576	86.3	159,403	69.5

第49期中間会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）における受注実績は、次のとおりであります。

事業分野	受注高(千円)	受注残高(千円)
業務システム分野	554,485	285,905
基盤システム分野	130,000	101,434
科学技術分野	3,500	—
合計	687,986	387,340

(3) 販売実績

第48期事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）における販売実績は、次のとおりであります。

事業分野	販売高(千円)	前期比(%)
業務システム分野	980,960	95.0
基盤システム分野	211,885	99.7
科学技術分野	2,000	200.0
合計	1,194,845	95.9

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
㈱PUREWORKS	439,944	35.3	—	—
青山商事㈱	—	—	395,509	33.1

第49期中間会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）における販売実績は、次のとおりであります。

事業分野	販売高(千円)
業務システム分野	401,456
基盤システム分野	116,790
科学技術分野	11,900
合計	530,146

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	当中間会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
青山商事㈱	200,832	37.9

3 【対処すべき課題】

当社は、会社の持続的な成長を実現するため、特に次の点を最重要課題として掲げ、取り組んでまいります。

①収益基盤の確立

(営業力の強化)

実質的にトップ営業に偏っている現状から脱却すべく、営業部を設置するなど営業体制の整備を進めてまいりました。今後も引き続き、新たな営業人材の採用も含め、営業力の強化に注力してまいります。

(製品開発)

安定的な収益源として、既開発製品を標準パッケージ化した製品を開発・整備し、その受注に努め、安定したライセンスフィーの獲得に注力してまいります。

(新たな収益源の確保 ― 研究・開発)

新たな収益源となる事業を創出するため、また、将来的に誕生・発展・普及が予見される様々な技術に対応するため、複数の研究・開発テーマを設定し、推進してまいります。同時に、研究開発テーマに関連した他社との技術提携・業務提携にも積極的に取り組んでまいります。

②開発プロジェクト管理の体制強化と確実な履行

当社は、プロジェクト管理体制の強化が、極めて重要な経営課題であると位置づけております。このため、プロジェクトを任されるマネージャ等リーダー層の意識改革を図るとともに、個々のプロジェクトの作業工数・品質・進捗等の管理を行う会議体により、プロジェクトの定期チェックを行ってまいりました。今後は、さらにその体制強化を図り、より適切な管理手法等の改善に努め、適正な売上確保と適正な収益の獲得に注力してまいります。

③ビジネスパートナーとの柔軟な協業体制

技術者不足が常態化している情報サービス産業において、拡大し続けるIT需要に対応するためには、ビジネスパートナーとの協業は不可欠であります。高いITスキルを備え、当社の経営理念に共鳴するビジネスパートナーとの柔軟なリレーションを構築してまいります。

④優秀な人材の確保と育成

継続的に付加価値の高いサービスを提供するために、高いITスキルを備え、当社の経営理念を理解し、主体的に課題解決を行うことのできる優秀な人材の確保及び育成が不可欠であると認識しております。引き続き、新卒採用は勿論、第二新卒についても注力し、これまで以上に人材の確保に努めてまいります。

(教育、研修、採用)

OJTや体系的な育成プログラムによる研修の実施や、社内自己啓発タスクフォース「アカデミア」の実践など、社員のスキル向上を図るとともに、採用活動にも注力し、優秀な人材の確保に努めてまいります。

(マネジメント層の育成と強化―若手人材の登用)

プロジェクトを任されるマネージャ等リーダー層に、若手の人材を積極的に登用し、実践を通しての教育・育成に努め、厚みのあるマネジメント層の形成に取り組んでまいります。

⑤内部管理体制の強化

当社は、今後の更なる事業拡大を目指すうえで、成長段階に沿った適切な内部管理体制の実現が主要な課題の一つと認識しております。中期的な事業規模及び事業領域の拡大にあわせて、管理部門の適切な人員を確保するとともに、更なる有効な内部統制の構築及びコーポレート・ガバナンスの強化を推進し、経営の健全性及び透明性の実現に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

当社は、事業展開上のリスクになる可能性があると考えられる主な要因として、以下の記載事項を認識しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記述しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、その発生の回避と予防に取り組んでおりますが、それらの対策が当社の意図するとおりに実現できない可能性があります。また、現時点では予測できないリスクの発生により、当社の経営成績等が影響を受ける可能性もあります。

なお、文中における将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであり、当社株式への投資に関連するリスク及び将来において発生する可能性のあるリスク等、すべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である小川浩二は、システム開発における豊富な経験と知識を有しており、当社の経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において中心的な役割を担っております。また、現状においては、新規顧客開拓や営業戦略の決定・遂行においても重要な役割を果たしております。

当社では、取締役会や経営会（執行役員会）等において役員及び幹部社員への情報共有や権限委譲を進めるなど組織体制の整備強化を図るとともに、特定の人物に過度に依存しない経営体制の整備に努めております。

しかしながら、予期せぬ事情により、小川浩二が当社の経営執行を継続することが困難になった場合には、当社の業務に支障をきたし、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 人材確保及び人材育成について

当社の事業は、人材に大きく依存しており、継続的に事業を展開し成長していくためには、システム開発に関わる広範な知識と経験、技術を備えた優秀な技術開発者のほか、営業、管理等の各部門において、一層の人員の増強が必要と考えております。このため、今後も積極的な採用活動を行うとともに、人材の育成を推進してまいります。また、優秀な人材の確保や従業員のインセンティブのために、能力主義やストック・オプションなどを取り入れた報酬制度の検討を行ってまいります。

しかしながら、事業規模の拡大に応じた当社内における人材育成、外部からの採用等が計画どおりに進まない場合、あるいは、現在在職している人材が流出するような場合など、人材の適正配置が困難となるような事態が生じた場合、当社の事業運営及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに人材の獲得が順調に行われた場合でも、人件費、設備コスト等の固定費が増加する場合も想定され、その場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) ビジネスパートナー（外注先）の確保について

当社におけるシステム開発は、基本的には当社従業員にて対応しており、常に自社の人材の確保・育成に注力しておりますが、大規模案件や複数案件などの発生により開発の規模が当社の想定を上回った場合や当社の従業員で対応するより原価の低減が期待できる場合には、外注先（当社では、ビジネスパートナーと呼称しております。）からの技術者による対応を行っております。

現状では、有力なビジネスパートナーと長期的かつ安定的な取引関係を維持しておりますが、当社の必要に応じた技術者が確保できなかった場合や技術者の技術レベルが当社の要求を維持できなかった場合、若しくは、何らかの理由でビジネスパートナーが当社との取引を継続できなかった場合など、システム開発等が想定どおりに遂行できなかった場合には、当社への信頼性を損なうことになり、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、業界全体で技術者不足などの理由により外注単価が高騰し、外注費用が当社の想定を大幅に上回った場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、ビジネスパートナーとの安定的な取引関係を保ちつつ、積極的な採用活動や教育研修を通じ、優秀な人材の確保・育成に努め、ビジネスパートナーに依存しない体制構築に注力してまいります。

(4) 従業員の安全衛生について

システム開発は、知識集約型かつ労働集約型の業務であり、システム開発体制及びプロセスの構造的な問題、属人性の高さから、長時間労働や過重労働が発生する可能性があります。また、顧客の要求するシステムに係る開発は、社会的な重要性が高く、納期厳守と高い品質の確保が要求されるため、システム開発に従事するエンジニアへの負担が増加するケースが多く、精神的なストレスや長時間労働による健康問題につながる可能性があります。

また、当初計画にない想定外の事象が発生すること等が原因で、品質や納期を厳守するために法定内での時間外労働や休日労働が連続することがあり、一時的に特定の従業員に業務負荷がかかるリスクがあります。

当社では、有給休暇取得の推進、時間外労働申請等の労働時間管理の徹底、衛生委員会の開催、労働基準法・労働安全衛生法、その他法令や通達の遵守等の安全衛生管理に努めておりますが、当社のこうした努力にも関わらず、過重労働やそれらを起因とした開発エンジニアの健康問題の発生やそれに伴う訴訟の提起、または生産性の低下などが生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

さらにこうした状況が労務問題に発展した場合には、他の従業員の士気の低下をはじめ、風評被害を含む社会的・法的問題につながり、結果として当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) 小規模組織であることについて

当社は、2026年6月30日現在において、取締役5名、監査役3名、従業員65名と小規模組織であり、業務遂行体制や内部管理体制もこの規模に応じたものとなっております。このため、役員及び従業員が業務を遂行するうえで何らかの支障が生じた場合、あるいは役員及び従業員が社外流出した場合には、当社の業務に支障をきたし、業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、今後の業務拡大に応じた人員増強や従業員の育成により、内部管理体制の一層の充実を図ってまいりますが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 内部管理体制について

当社は、企業価値の持続的な増大を図るためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、及び健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と考えており、人員の増強による内部管理体制の充実に継続的に努めております。

しかしながら、事業の拡大等の理由により、内部管理体制の構築の十分性が確保できない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定の取引先等への高い依存度について

現状、当社の売上規模においては、受注案件によって、特定の取引先への販売依存度が高くなることがあります。第47期（2024年9月期）及び第48期（2025年9月期）における主な取引先の売上高及び当該売上高の総売上高に対する割合は次のとおりであります。

第47期(2024年9月期)			第48期(2025年9月期)		
取引先名	売上高(千円)	売上比率(%)	取引先名	売上高(千円)	売上比率(%)
㈱PUREWORKS	439,944	35.3	青山商事㈱	395,509	33.1

これらの取引先を含む主な取引先とは、良好な関係を構築しておりますが、万一、取引先の経営方針やIT投資計画の変更など、何らかの理由により、取引が解消される場合や取引条件が大幅に変更される場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、これら取引先とは、引続き良好な関係を継続する方針であります。一方で特定の取引先に過度に依存しないよう、新規取引先の開拓に積極的に取り組んでまいります。

システムの受託開発には、主にシステムを実際に使用するエンドユーザーから受託するものと、他社のシステムインテグレーター（SIer）等を介して受託するものがあります。当社では他のSIerを通さない分、利益率が高いエンドユーザーからの直接受託の割合を高める経営戦略を今後も継続してまいります。

当社では第48期（2025年9月期）において、売上高が最も多い取引先でも全体の売上に占める割合は33.1%であり、当社業績は特定の取引先の動向に大きく左右されない構造になっています。主要販売先とは良好な関係を形成し安定・継続した取引関係の構築に努めており、第47期（2024年9月期）に売上計上があった顧客のうち第48期（2025年9月期）にも引き続き売上計上があった顧客数の割合は90.0%です。また、並行して新規販売先の開拓も行っています。

しかしながら主要販売先との関係構築や新規販売先の拡大が順調に進まなかった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 大株主との取引について

本書公表日現在、株式会社アニヴェルセルHOLDINGS（株式会社AOKI及び株式会社快活フロンティアの親会社である株式会社AOKIホールディングスのその他の関係会社）は、当社株式を410,000株、発行済株式総数2,293,880株の17.87%を所有しております。

また、青山商事株式会社は、当社株式を220,000株、発行済株式総数2,293,880株の9.59%を所有しております。

当社は、第48期（2025年9月期）において、株式会社AOKI、株式会社AOKIホールディングス及び株式会社快活フロンティア、並びに青山商事株式会社との間に次のような取引関係があります。当該取引条件等については、取締役会及びその他の会議体等において、その妥当性を慎重に確認しております。なお、当該取引関係は、第49期（2026年9月期）以降も引き続き継続する予定ですが、今後は、他の取引の拡大により、相対的にその割合の縮小に努めてまいります。

当社の取引先	売上高(千円)	売上比率(%)	期末売掛金残高(千円)	取引内容
2025年9月期 計	1,194,845	100.0	399,107	
株AOKI	73,216	6.1	33,712	システム開発・保守
株AOKIホールディングス	79,170	6.6	8,600	システム開発・保守
株快活フロンティア	16,764	1.4	880	システム開発・保守
小 計	169,150	14.2	43,193	
青山商事株	395,509	33.1	266,154	システム開発・保守

(9) 景気動向及び業界環境の変動による影響について

当社が属する情報サービス産業においては、競合他社とのサービスや価格競争の激化、クラウド化などの急速な技術革新、顧客の属する業界の経営環境の変化等によって、業容やニーズの変化が続いております。

情報サービス産業の多くは、大型の施設や設備は不要であり、少人数で比較的簡単に新しく事業を始められることから参入障壁が低いという特徴があります。また、情報サービス産業は、景気の影響を受けやすい傾向にあり、日本経済が低迷する場合には顧客のIT投資も減少する傾向があります。

当社ではこのような変化に適応するために、新分野への事業領域の積極的な拡大や、計画的な採用活動を通じた人材の確保に努めております。

しかしながら著しい経済情勢の変化等により、当社を取り巻く事業環境が急激に変化した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 技術革新による影響について

当社が所属する情報サービス業界は、技術革新の速度及びその変化が著しい業界であり、新技術、新サービスが次々と生み出されております。また、それに伴う顧客のニーズも常に変化をしております。

当社は、当該技術革新への迅速な対応を重要な経営課題とし常に対策を講じておりますが、今後、当社の想定外の急激な技術革新が起こり、その対応に遅れが生じた場合、あるいは、新しい技術に対応できなかった場合には、当社の有する技術・サービスの陳腐化、業界における他社との競争力の低下などにつながり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 競合他社の影響について

当社が手掛けるシステムインテグレーション事業には、大手・中小を問わず多くの競合企業が存在しており、事業者間の受注競争は激しく、今後も一層の激化が予想されます。そのため、競合他社の技術力やサービスの向上、海外の類似製品の日本国内への市場参入により価格競争が激化し、営業案件の失注等が発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) システム開発の契約の形態について

システム開発の契約形態は、開発を請け負う請負契約、専門的な知識を活かし業務を実施する準委任契約があります。請負契約は当社のコスト管理次第で高い利益率を見込める可能性がある一方、準委任契約は安定した利益率が見込めます。しかしながら、請負契約では当社の管理能力によってプロジェクトの採算性が大きく左右されるため、何らかの事情により当社のプロジェクト管理に支障が出た場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) システム開発における追加的なコストの発生について

当社は、個別の開発プロジェクトについて、顧客の要望に基づいてコストを見積もり、当社の利益を反映したうえで契約代金を決定しております。当社では、見積もり段階からの組織的な意思決定を確立し、見積もりの精緻化を図っております。しかしながら、実際のプロジェクトにおいては、開発段階においても、諸要件の追加・変更等による大幅な仕様変更に伴う作業工数の増加など、当初想定外の要因によって、当初の見積もりを上回る追加的なコストが発生することがあります。この場合には、プロジェクトの採算が悪化し、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、システム開発等における品質管理を徹底するため、技術の標準化を進めるとともに、プロジェクトの進捗管理等の強化に取り組んでおります。しかしながら、このような体制を整備しているにも関わらず、開発作業に遅延等が発生した場合や当社が開発したシステムに不具合が発生した場合には、それらの修正に要する追加的なコストの発生のほか、顧客に機会損失または利益の逸失を生じさせる可能性があります。それらが当社の責による重大な過失の場合、顧客からの損害賠償請求等によって、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 不採算プロジェクト及びトラブル・クレーム発生に関するリスク

システム開発においては、開発規模の大型化、顧客の要求の高度化、複数のメーカーのソフトウェア製品を組み合わせ活用するソフトウェアのオープン化の進展等によるシステムの複雑化が進み、開発の難易度がますます高くなっております。顧客の要求するシステムに係る開発は、社会的にも重要性が高く、納期厳守と高い品質の確保が要求されるため、これらシステム開発における品質や納期遅延の問題は、顧客の信頼を失うとともに大きな赤字を計上するだけでなく、顧客との間でトラブル・クレームとなり訴訟や商流の喪失・風評被害につながる可能性があります。結果として当社の業績に影響を与える可能性があります。

当社は、商談発生時から納品、検収までのプロジェクトの進行について、現場のPMにとどまらず、マネージャ会議や経営会を通して適正に監視することで、品質の保持、生産性の維持に努めております。またプロジェクトの振り返りにより品質改善や生産性向上に取り組み、システム開発における品質不良や納期遅延による赤字計上の業績への影響や顧客満足度の低下の抑制に努めております。

(15) 法的規制について

当社は法令遵守の取り組みの一つとして、内部統制を確立させることで、諸法令等の違反について未然に防ぐ仕組みを整備し運用しているほか、内部通報制度の設置、内部監査担当者や監査役による監査の実施、社外顧問弁護士等との連携など、法令遵守に努めております。また、企業行動規範を策定しこれに法令遵守を明記しております。

しかしながら、万が一法令違反に該当する事態が発生した場合や的確に対応できなかった場合、当該法令等の変更や新たな法令の施行等により事業上の制約を受けるような場合には、当社の事業活動が制限されるとともに、社会的な信用の失墜や損害賠償等により、当社の経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

(16) コンプライアンス体制について

当社は、企業価値を継続的かつ安定的に高めていくためには、コンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると認識しております。コンプライアンス及びリスク管理のため、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、原則として四半期に一度リスク・コンプライアンス委員会を開催してコンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。しかしながら、当社の事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 個人情報及び機密情報等の取扱いについて

当社は、業務の性質上、ユーザが保有する経営戦略上重要な機密情報に触れる場合があるほか、従業員等の個人情報を取り扱っております。そのため、情報セキュリティへの対応は、事業活動を継続するうえで重要な経営課題の一つとなっております。当社では、情報セキュリティを経営上の最重要課題と位置付け、体制の整備や従業員教育を継続的に実施するとともに、ISO/IEC 27001（ISMS／情報セキュリティマネジメントシステム）の認証取得などを通じて、情報管理体制の強化に努めております。また、個人情報保護規程及び情報セキュリティ規程を定め、全従業員に周知・徹底しています。

しかしながら、外部からの不正アクセス、従業員による故意または過失による不正利用、システム障害等により、重要な情報の漏洩、紛失、消失、または改ざんといった事象が発生した場合には、当社の社会的信用が低下するおそれがあります。加えて、損害賠償責任の発生等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 知的財産権について

当社では、事業において開発・設計されたプロダクトやソフトウェアに関する知的財産権の獲得に努めております。また、第三者の知的財産権侵害の可能性については、チェック体制の整備に努め、開発現場担当者への教育、規程の周知徹底を行うなど、十分な注意を払うとともに、案件によっては、顧問弁護士及び特許事務所との連携により可能な範囲で対応を行うこととしております。

しかしながら、当社の認識していない範囲で知的財産権が成立していた場合、あるいは新たに第三者の権利が成立した場合には、当社の賠償責任等による対価等の支払が発生する可能性があり、当社の事業運営及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の知的財産権が侵害された場合においても、当社の事業運営及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、本書公開日現在において、過去に第三者から知的財産権の侵害に関して訴訟を提起されたことはありません。

(19) 金利変動リスク、資金調達リスクについて

当社は、銀行借入に頼らない経営を目指すことを方針の一つとしておりますが、銀行借入を必要としないわけではありません。したがって、銀行借入を実施した場合には、金利の変動による影響を受け、金利上昇によるコストの増加を事業活動において吸収できない場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、現状、金融機関との関係は良好で、資金を必要とする場合には問題なく借り入れができておりますが、将来も引き続き十分に調達可能であるという保証はありません。

(20) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、取締役及び従業員に対して、業績向上に対する意欲を高めることを目的としたストック・オプション(新株予約権)を付与しております。また、今後においても、優秀な役員及び従業員を確保するためにストック・オプション制度などの株式報酬型のインセンティブを活用する可能性があります。

したがって、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権の権利が行使された場合や新たに株式が付与された場合には、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

なお、本書公表日現在、新株予約権による潜在株式数は790,000株であり、発行済株式総数2,293,880株の34.44%に相当しております。

(21) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、事業の成長や資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上とともに、今後の業績推移や財務状況等を考慮したうえで事業基盤の整備状況、将来の事業展開のための内部留保(人材の確保)等を総合的に勘案しながら配当を検討していく方針であります。

この方針のもと、現在、当社は、期末配当として年1回、剰余金の配当を継続して実施しております。しかしながら、経営環境の変化などにより、当社の事業が計画どおりに推移しない場合は、配当を実施できない可能性があります。

(22) 企業買収、戦略的提携について

当社は、企業価値向上に向けた既存事業の拡大や有望市場への進出のため、事業戦略の一環として企業買収や戦略的提携を推進していく方針であります。企業買収や戦略的提携の実施に際しては、対象企業の事業内容や契約関係、財務内容等について、公認会計士等の外部専門家の助言を含めた詳細なデューデリジェンスを行って、各種リスクの低減または回避するよう十分な検討を行うこととしております。

しかしながら、企業買収や戦略的提携後に未認識の債務等が発覚した場合や、買収・提携先の収益見通しの悪化により減損の必要が生じた場合のほか、これらの施策が当初想定した成果をあげられない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(23) 自然災害等への対応について

当社では、災害等の発生に備え、定期的な重要データのバックアップ、稼働監視等によるトラブルの事前防止または回避に努めておりますが、万が一、当社が事業活動を展開する地域近辺において、地震・津波・台風・洪水等の大規模な自然災害やそれに起因する大規模停電、電力不足等の予期せぬ事態が発生した場合には、当社設備に支障をきたす可能性があり、被災状況によっては正常な事業活動が困難となり、当社の事業運営及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(24) 担当J-Adviserとの契約について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所により認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、またはJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヵ月）を定めてその義務の履行または違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行または違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意または相手方に対する1ヶ月以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間において、下記の義務の履行または違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則にしたがい、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

① 債務超過

甲（当社。以下、同じ。）がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）または私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙（宝印刷株式会社。以下、同じ。）が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合 なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

- (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合 なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

- (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

- (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次の a 又は b に該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
- 甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
- 甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
- 甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
- 甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
- 甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
- 甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得
甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合
- ⑰ 株式等売渡請求による取得
特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
- ⑱ 株式併合
甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
- ⑲ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑳ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合
このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。
なお、本書公表日現在において、担当J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある要因は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第48期事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

（資産の部）

当事業年度末における総資産は、前事業年度末に比べ83,309千円増加し、952,252千円となりました。これは主に、現金及び預金が94,831千円、仕掛品が24,022千円それぞれ増加、また開発部門を在宅勤務主体から出社勤務主体へ変更することに伴い新たにサテライトオフィスを開所したことなどから差入保証金が9,993千円増加した一方、契約資産が20,650千円、売掛金が回収等により16,586千円、繰延税金資産が10,136千円それぞれ減少したことによるものであります。

（負債の部）

当事業年度末における負債は、前事業年度末に比べ25,391千円減少し、208,683千円となりました。これは主に、繰上返済により1年内返済予定長期借入金及び長期借入金が42,895千円、退職による取崩しで退職給付引当金が11,560千円、未払消費税等が8,042千円それぞれ減少した一方で、受注損失引当金が42,512千円増加したことによるものであります。

（純資産の部）

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べ108,701千円増加し、743,568千円となりました。これは主に、当期純利益の計上により利益剰余金が131,380千円増加した一方、配当金の支払いにより利益剰余金が22,638千円減少したことによるものであります。

第49期中間会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

（資産の部）

当中間会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ41,397千円減少し、910,855千円となりました。これは主に、売掛金が回収により277,396千円減少した一方で、現金及び預金が148,137千円、契約資産が70,096千円、仕掛品が14,991千円それぞれ増加したことによるものです。

（負債の部）

当中間会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ34,734千円減少し、173,948千円となりました。これは主に、期末賞与に係る所得税・社会保険料の支払い等により預り金が21,772千円、未払費用が12,724千円減少したことによるものです。

（純資産の部）

当中間会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ6,662千円減少し、736,906千円となりました。これは、中間純利益の計上により利益剰余金が14,409千円、新株予約権の行使により資本金及び資本準備金が、それぞれ808千円増加した一方で、配当金の支払いにより利益剰余金が22,638千円減少したことによるものです。

なお、2025年12月4日開催の定時株主総会決議に基づき、2025年12月9日付で減資の効力が発生し、資本金が90,808千円、資本準備金が80,008千円それぞれ減少、その他資本剰余金が170,817千円増加しております。

これらにより、当中間会計期間末において、資本金は10,000千円、資本剰余金は170,817千円となっております。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 運転資本

上場予定日(2026年8月24日)から12か月間の当社の運転資本は、自己資本により十分に確保されております。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第48期事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

当事業年度において実施しました設備投資の総額は12,235千円であり、その主な内容は、サテライトオフィスの備品購入によるものであります。

この他、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は、システムインテグレーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第49期中間会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

当中間会計期間において実施しました設備投資の総額は1,184千円であり、入退室管理システムの更新によるものであります。

この他、当中間会計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は、システムインテグレーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

第49期中間会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
本社 (東京都品川区)	本社機能 開発設備	14,674	6,339	—	21,014	46
サテライトオフィス (東京都品川区)	開発設備	1,728	7,234	—	8,962	19
山梨研究所 (山梨県甲斐市)	開発設備	0	—	64,100 (5,354.33)	64,100	1

- (注) 1. 現在休止中の設備はありません。
2. 本社及びサテライトオフィスは賃借しており、年間賃借料は33,505千円であります。
3. 当社は、システムインテグレーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年7月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	5,706,120	226,388	2,293,880	非上場	単元株式数は100株であります。
計	8,000,000	5,706,120	226,388	2,293,880	—	—

- (注) 1. 2025年10月24日付で、新株予約権の権利行使が行われ、株式数は3,000株増加し、229,388株となっております。また、2026年5月15日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を行い、発行可能株式総数は4,200,000株減少し800,000株となっております。
2. 2026年4月30日開催の取締役会決議により、2026年5月18日付で普通株式1株を10株に株式分割しております。これにより株式数は2,064,492株増加し、2,293,880株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は7,200,000株増加し、8,000,000株となっております。
3. 2026年5月15日開催の臨時株主総会決議により、普通株式100株を1単元とする単元株制度を導入する定款の変更を行っております。
4. 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式790,000株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（2023年6月26日臨時株主総会及び2023年6月26日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年9月30日)	公表日の前月末現在 (2026年6月30日)
新株予約権の数(個)	55,000	50,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	当社普通株式 55,000 (注) 1	当社普通株式 500,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり529 (注) 2	1株当たり53 (注) 2
新株予約権の行使期間	2023年6月27日から2033年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 529 資本組入額 264.5 (注) 3	発行価格 53 資本組入額 26.5 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 6	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2026年5月18日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っていることから、最近事業年度末現在は1株で、公表日の前月末現在は10株となっております。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。

(a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b) 行使価額を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
- (e) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（ただし、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社取締役会が協議の上本項への該当を判断するものとする。）。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これらに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使を認めるものとする。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 新株予約権者は、当社の買収について、法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降当該買収の効力発生日の5日前までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
- 5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で本新株予約権を取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
- 6. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
 上記表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
 前記4に準じて決定する。
 - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 前記3に準じて決定する。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (9) 新株予約権の取得事由
 前記5に準じて決定する。
- 7. 2026年4月30日開催の取締役会決議により、2026年5月18日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行い、これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権（2023年6月26日臨時株主総会及び2023年6月26日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年9月30日)	公表日の前月末現在 (2026年6月30日)
新株予約権の数(個)	4,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	当社普通株式 4,000 (注) 1	当社普通株式 40,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり529 (注) 2	1株当たり53 (注) 2
新株予約権の行使期間	2025年6月27日から2033年 6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 529 資本組入額 264.5 (注) 3	発行価格 53 資本組入額 26.5 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 6	同左

(注) 1～3. 「第1回新株予約権」の(注) 1～3.に記載のとおりであります。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これらに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 新株予約権者は、当社の買収について、法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降当該買収の効力発生日の5日前までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

5～7. 「第1回新株予約権」の(注) 5～7.に記載のとおりであります。

第3回新株予約権（2023年12月21日定時株主総会及び2023年12月21日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年9月30日)	公表日の前月末現在 (2026年6月30日)
新株予約権の数(個)	6,500	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	当社普通株式 6,500 (注) 1	当社普通株式 65,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,424 (注) 2	1株当たり143 (注) 2
新株予約権の行使期間	2025年12月22日から2033年 12月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,424 資本組入額 712 (注) 3	発行価格 143 資本組入額 71.5 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 6	同左

(注) 1～3. 「第1回新株予約権」の(注) 1～3. に記載のとおりであります。

4. 「第2回新株予約権」の(注) 4. に記載のとおりであります。

5～7. 「第1回新株予約権」の(注) 5～7. に記載のとおりであります。

第4回新株予約権（2024年12月19日定時株主総会及び2024年12月19日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年9月30日)	公表日の前月末現在 (2026年6月30日)
新株予約権の数(個)	13,500	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	当社普通株式 13,500 (注) 1	当社普通株式 135,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,828 (注) 2	1株当たり283 (注) 2
新株予約権の行使期間	2026年12月20日から2034年 12月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,828 資本組入額 1,414 (注) 3	発行価格 283 資本組入額 141.5 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 6	同左

(注) 1～3.「第1回新株予約権」の(注) 1～3.に記載のとおりであります。

4.「第2回新株予約権」の(注) 4.に記載のとおりであります。

5～7.「第1回新株予約権」の(注) 5～7.に記載のとおりであります。

第5回新株予約権（2025年4月25日臨時株主総会及び2025年4月25日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2025年9月30日)	公表日の前月末現在 (2026年6月30日)
新株予約権の数(個)	5,500	5,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	当社普通株式 5,500 (注) 1	当社普通株式 50,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,828	1株当たり283
新株予約権の行使期間	2027年4月26日から2035年 4月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,828 資本組入額 1,414 (注) 3	発行価格 283 資本組入額 141.5 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 6	同左

(注) 1～3. 「第1回新株予約権」の(注) 1～3. に記載のとおりであります。

4. 「第2回新株予約権」の(注) 4. に記載のとおりであります。

5～7. 「第1回新株予約権」の(注) 5～7. に記載のとおりであります。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年10月24日 (注) 1	3,000	229,388	808	100,808	808	80,008
2025年12月9日 (注) 2	—	229,388	△90,808	10,000	△80,008	—
2026年5月18日 (注) 3	2,064,492	2,293,880	—	10,000	—	—

(注) 1. 第1回新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 2025年12月4日開催の定時株主総会において、資本金90,808千円及び資本準備金80,008千円を減少し、減少する資本金及び資本準備金の全額をその他資本剰余金に振り替えることを決議（効力発生日2025年12月9日）しております。（減資割合90.1%）

3. 2026年4月30日開催の取締役会決議により、2026年5月18日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより株式数は2,064,492株増加し、2,293,880株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2026年6月30日現在

2023年6月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （名）	—	—	—	3	—	—	41	44	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	6,400	—	—	16,534	22,934	480
所有株式数 の割合（％）	—	—	—	27.9	—	—	72.1	100	—

(注) 2026年5月18日付で普通株式1株を10株に株式分割しております。また、2026年5月15日付で定款変更を行い、普通株式100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,293,400	22,934	—
単元未満株式	普通株式 480	—	—
発行済株式総数	2,293,880	—	—
総株主の議決権	—	22,934	—

(注) 2026年5月18日付で普通株式1株を10株に株式分割しております。また、2026年5月15日付で定款変更を行い、普通株式100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2023年6月26日	2023年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 1	当社取締役 1 当社従業員 3
新株予約権の数(個)	50,000	4,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	(2)【新株予約権等の状況】に記載しております。	(2)【新株予約権等の状況】に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	同上

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2023年12月21日	2024年12月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 8	当社取締役 4 当社従業員 11
新株予約権の数(個)	6,500	13,500
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	(2)【新株予約権等の状況】に記載しております。	(2)【新株予約権等の状況】に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	同上

	第 5 回新株予約権
決議年月日	2025年 4 月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 9
新株予約権の数(個)	5,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	(2)【新株予約権等の状況】に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、事業の成長や資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上とともに、今後の業績推移や財務状況等を考慮したうえで将来の事業展開のための内部留保等を総合的に勘案しながら配当を検討していく方針であります。

当社は、期末配当として年1回、剰余金の配当を安定的に行うことを基本方針としております。この剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は株主への機動的な利益還元を可能にするために、取締役会の決議により毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、当面、中間配当の実施は考えておりません。

第48期事業年度の剰余金の配当につきましては、引き続き財務体質の強化を図るとともに、今後の事業拡大に向けた新規投資（人材の確保）等に充当するための内部留保を確保したうえで、期末配当を実施させていただきます。

今後につきましても、安定した収益力の確保や事業基盤の強化に必要な内部留保を充実させていきつつ、将来の成長に必要な事業投資資金や企業を取巻く環境の変化を総合的に勘案したうえで、株主に対する収益の配当を検討する方針とします。

具体的には、毎年、1株当たり10円の配当を基準にしつつ、その年の利益額に応じて、増減額を検討したいと考えております。

第48期事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2025年12月4日 定時株主総会決議	22,638	100

(注) 2026年4月30日開催の取締役会決議により、2026年5月18日付で1株につき10株の割合で株式分割を行っており、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合、1株当たり配当額は10円となります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性7名 女性1名(役員のうち女性の比率12.5%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役社長	執行役員社長	小川 浩二	1964年 8月10日	1988年4月 1992年1月 2006年6月 2007年5月 2015年10月 2016年4月 2016年4月 2018年2月 2018年3月	エヌ・ティ・ティ・ソフトウェア(株)(現 NTTテクノクロス(株)) 入社 当社 入社 当社 取締役 就任 当社 代表取締役 就任 (株)アストロ数理ホールディングス 設立 代表取締役会長 就任 当社 取締役会長 就任 INDEX(株)(現 (株)PUREWORKS) 取締役 就任 (株)アストロ数理ホールディングス(2018年6月(株)数理ホールディングスに商号変更) 代表取締役社長 就任 当社 代表取締役社長 就任(現任)	(注) 4	(注) 6	619,030
取締役	執行役員 経営管理グループ長	立川 浩三	1959年 12月14日	1982年4月 1989年3月 2004年12月 2005年10月 2007年4月 2010年6月 2013年4月 2015年9月 2017年9月 2018年5月 2019年2月 2019年6月 2020年3月 2022年12月 2024年10月 2024年12月 2025年12月	日立クレジット(株)(現 三菱HCキャピタル(株)) 入社 新日本証券(株)(現 みずほ証券(株)) 入社 同社 公開引受部副部長 就任 同社 審査部長 就任 同社 大阪引受部長 就任 トランコム(株) 出向 みずほ証券(株) IB業務推進グループIB業務推進第1部 シニアマネージャー 就任 トランコム(株)入社 管理部門 シニアマネージャー 就任 (株)アストロ数理ホールディングス(2018年6月(株)数理ホールディングスに商号変更) 入社 同社 取締役 就任 当社 取締役 就任 当社 執行役員常務 就任 (株)宮本製作所 社外監査役 就任 当社 取締役 執行役員常務 就任 当社 経営管理グループ長 就任 当社 取締役 執行役員専務 就任 当社 取締役 執行役員 経営管理グループ長 就任(現任)	(注) 4	(注) 6	20,080
取締役	執行役員 開発グループ長	大塚 利弘	1968年 8月3日	1989年4月 1997年7月 2015年9月 2018年3月 2019年6月 2022年12月 2024年10月 2024年12月 2025年12月	エヌ・ティ・ティ・ソフトウェア(株)(現 NTTテクノクロス(株)) 入社 当社 入社 当社 取締役 就任 当社 上級執行役員 就任 当社 執行役員 就任 当社 開発グループマネージャ 就任 当社 開発副グループ長 就任 当社 取締役 執行役員 就任 当社 取締役 執行役員 開発グループ長 就任(現任)	(注) 4	(注) 6	49,660

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
取締役	—	小林 裕亨	1965年 3月3日	1988年4月	アクセンチュア 入社	(注) 4	(注) 6	10,000
				1994年6月	アーサー・D・リトル 入社			
				1997年10月	(株)グロービス 入社			
				1999年7月	マイクロソフト プロダクト デ イベロップメント リミテッド 入社			
				2001年1月	アタボック(株) (現 イーパーセル (株)) 入社			
				2002年4月	ジーシージャパンインク 入社			
				2002年11月	(株)ジェネックスパートナーズ設 立 取締役 就任			
				2007年1月	(同)アイ・シー・コラボレーショ ン有限責任社員 就任			
				2008年6月	当社 取締役 就任			
				2008年7月	(株)ジェネックスパートナーズ 代 表取締役社長 就任			
				2010年1月	(株)ミドクラ 監査役 就任			
				2011年7月	ミドクラジャパン(株) 監査役 就任			
				2011年7月	TORiX(株) 社外監査役 就任 (現任)			
				2017年5月	Clip Line(株) 社外監査役 (現任)			
				2018年3月	当社 監査役 就任			
				2018年5月	(株)アストロ数理ホールディング ス (2018年6月(株)数理ホールディ ングスに商号変更) 監査役 就 任			
				2019年2月	Celonis(株) 代表取締役 就任			
				2019年6月	当社 取締役 就任 (現任)			
				2020年6月	一般社団法人プロセスマイニング 協会 理事 就任 (現任)			
				2022年2月	(同)optgen 代表社員 就任 (現任)			
				2023年4月	上智大学大学院 応用データサイ エンス学位プログラム 准教授 就任			
				2024年8月	フレックスグループ(株) 社外監査 役 就任 (現任)			
				2026年4月	上智大学大学院 応用データサイ エンス学位プログラム 教授 就 任 (現任)			

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	任期	報酬	所有株式数(株)
取締役	—	村田 真揮子	1983年 12月24日	2009年12月 2010年1月 2013年6月 2014年4月 2017年2月 2018年4月 2020年4月 2021年4月 2024年2月 2025年3月 2025年4月 2025年8月	弁護士登録（第二東京弁護士会） アンダーソン・毛利・友常法律事務所 入所 原子力損害賠償紛争解決センター 出向 日本銀行 出向 ニューヨーク州弁護士登録 三菱商事㈱ 出向 マネーツリー㈱入社 法務部長 就任 ミネベアミツミ㈱入社 法務部長 就任 CrossOver法律事務所 参画（現任） ㈱CTF GROUP 社外監査役 就任（現任） 当社 取締役 就任（現任） ㈱カブ&ピース 社外監査役 就任（現任）	（注）4	（注）6	—
常勤監査役	—	高橋 浩	1967年 2月27日	1997年1月 2024年12月	当社 入社（開発グループ システムエンジニア） 当社 監査役 就任（現任）	（注）5	（注）6	27,500
監査役	—	山川 隆	1949年 4月13日	1972年4月 1986年2月 1990年6月 1997年6月 2002年1月 2004年4月 2007年9月 2011年4月 2016年6月 2018年5月 2018年6月 2019年6月 2025年6月	日商岩井㈱（現 双日㈱）入社 ㈱エヌ・アイ・エフ（現 ニフティ㈱） 出向 同社 取締役 就任 同社 常務取締役 就任 ㈱ドコモ・エーオーエル 代表取締役兼CEO 就任 NTTドコモ モバイル社会研究所 副所長 就任 日本システムウェア㈱（現 NSW ㈱）副社長 就任 ダイアゴナル㈱ 設立 代表取締役 就任（現任） 特定非営利活動法人YUVEC 理事 就任 ㈱アストロ数理ホールディングス（2018年6月㈱数理ホールディングスに商号変更） 監査役 就任 特定非営利活動法人YUVEC 理事長 就任 当社 監査役 就任（現任） 特定非営利活動法人YUVEC 理事 就任（現任）	（注）5	（注）6	15,000
監査役	—	外園 雅大	1974年 1月25日	1998年10月 2002年5月 2004年7月 2007年7月 2012年1月 2019年1月 2023年9月 2024年12月	太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入社 公認会計士登録 野村證券㈱ 入社 縄文アソシエイツ㈱ 入社 ㈱フェアコンサルティング 入社 公認会計士外園事務所 開業 所長 就任（現任） 税理士法人あすの会計 代表社員 就任（現任） 当社 監査役 就任（現任）	（注）5	（注）6	—
計								741,270

- （注） 1. 村田真揮子氏の戸籍上の氏名は、田原真揮子であります。
2. 取締役小林裕亨及び村田真揮子は、社外取締役であります。
3. 監査役山川隆及び外園雅大は、社外監査役であります。
4. 取締役の任期は、2026年5月15日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役の任期は、2026年5月15日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 2025年9月期における役員報酬の総額については、「6【コーポレート・ガバナンスの状況等】(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】⑤役員の報酬等」に記載のとおりであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

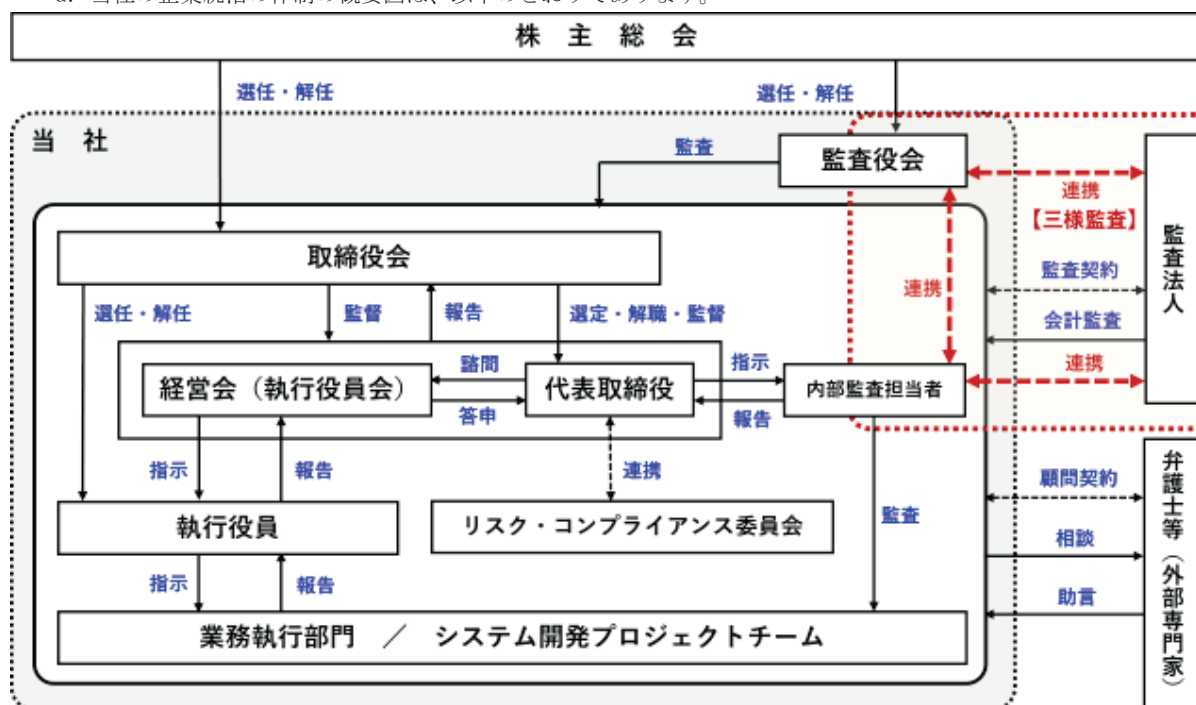
①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、経営上の重要課題であると認識しております。

このため、企業倫理と法令遵守の徹底、経営環境の変化に迅速・適正・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取組んでまいります。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 当社の企業統治の体制の概要図は、以下のとおりであります。



イ. 取締役会

取締役会は、代表取締役社長が議長を務め、会社の経営上の意思決定機関として、経営方針及び業務執行に関する重要事項並びに法令または定款で定められた事項について審議及び意思決定を行うとともに、取締役による業務執行状況の監督を行っております。

本書公表日現在、取締役会は社外取締役2名を含む取締役5名（各取締役の氏名等については、「5 【役員の状況】」に記載のとおりであります。）で構成されております。取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時開催しております。また、監査役3名も出席しており、以下ロ.に記載のとおり、取締役の業務執行に関する監査が行われております。

ロ. 監査役及び監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、経営及び業務執行全般に関して幅広く監査を行っております。

本書公表日現在、当社の監査役会は監査役3名（うち社外監査役2名）であり、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名（各監査役の氏名等については、「5 【役員の状況】」に記載のとおりであります。）で構成されております。監査役会は、常勤監査役が議長を務め、毎月1回監査役会を定期的に開催するほか、必要に応じて臨時開催しております。監査役会においては、監査計画を策定し、これに基づく監査実施状況を確認するとともに、監査役間の連携を緊密に行い、監査に必要な情報の共有を図っております。

また、各監査役は取締役会に出席し、必要な意見表明及び取締役の職務執行の監督にあたっております。さらに、内部監査担当者及び監査法人との情報・意見交換を行うなど、連携を密にし、監査の実効性及び効率性の向上を目指しております。

ハ．内部監査

当社の内部監査については、代表取締役社長直轄の内部監査担当者（１名）を配置し、実施しております。

内部監査は、事業の適正性を検証し、全部門の業務の有効性及び効率性を担保することを目的とした監査計画に基づいて実施され、監査結果を代表取締役社長、全取締役及び全監査役へ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘・フィードバックを行い、是正を促す等、業務の適正性の確保を図っております。また、内部監査担当者と監査役会は監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報・意見交換を行って、緊密な連携を図っており、併せて三様監査の観点から監査法人を交えた定期的な情報・意見交換も実施しております。

ニ．会計監査

当社は、監査法人アヴァンティアと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき監査を受けております。

2025年９月期において、監査を執行した公認会計士は木村 直人氏、藤沢 秀比古氏、福山 伊吹氏の３名であり、いずれも継続監査年数は７年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士２名及びその他６名であります。なお、当社と同監査法人及び監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には、特別の利害関係はありません。

ホ．リスク・コンプライアンス委員会

当社はその規模感から、リスク管理とコンプライアンスを区分することなく、ともに所管することが効率的かつ効果的であると判断し、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。

リスク・コンプライアンス委員会は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とし、社外取締役（弁護士）を含む取締役、執行役員、幹部社員など、取締役会において選任された委員により構成され、原則として３ヵ月に１回開催しております。

コンプライアンス面においては、コンプライアンスへの取組みに関する基本的事項について定めた「コンプライアンス規程」に基づき、これを徹底することにより社会的信用の向上を図ることを目的とし、法的要求事項を遵守する基盤の整備に注力しております。また、役職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図るため、適宜研修を実施し、役職員への制度内容の周知徹底に努めているほか、「内部通報規程」及び「内部通報マニュアル」を制定し、内部通報・外部通報への適正な対応の仕組みを定め、内部通報制度を整備しております。

リスク管理面においては、リスク管理に関する基本的な事項を定めた「リスク管理規程」に基づき、当社の全般的なリスク評価及びリスクマネジメントの推進・監督を目的として、リスクの発生防止またはリスクが発生した場合の損失の最小化を図ることに注力しております。また、当社の各部署に対して指示・指導などの必要な措置をとり、当社全体のリスク管理の状況を把握するとともに、必要な指示を行い、実効性のあるリスク管理を推進しております。

ヘ．外部専門家

当社では、弁護士、社会保険労務士法人及び税理士法人と契約を締結し、適時・適切な助言を受けられる体制を構築しております。

ｂ．企業統治の体制を採用する理由

当社は、会社法上の機関として、株主総会、取締役会、監査役会を設置しております。当社では、取締役会が適正かつ迅速に経営の基本方針や重要な業務の執行の決定を行い、常勤監査役１名と非常勤監査役２名で構成される監査役会が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性及び健全性を確保するために有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

取締役会及び取締役に、業務執行及びその監督の権限・責任を集中させ、業務執行及び取締役会から独立した立場の監査役に、取締役会及び取締役に對する監査機能を担わせることが、適正かつ迅速な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、経営の公平性及び健全性を確保するための有効なコーポレート・ガバナンス体制を堅持することが可能になると判断しております。

上記ホ．に記載のとおり、当社社内のガバナンスを強化する機関として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。当社の企業規模、事業内容を勘案し、この体制が経営監視機能の客観性及び中立性を確保する経営管理体制であり、持続的な成長及び長期的な株主価値の向上に有効であると判断しております。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、有価証券上場規程第439条で定める体制を構築するための「内部統制システムに関する基本方針」を2025年5月30日開催の取締役会において決議しており、当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を定期的に評価し、必要な改善措置を講じるほか、経営環境の変化等に対応して、この基本方針について不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めるものとしております。

当社の内部統制システムに関する基本方針の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、事業活動において法令・企業倫理・社内規程等を遵守し、あわせて企業不祥事等の撲滅を目指すため、当社全体でコンプライアンス体制を構築する。
- (2) 当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンス（法令等の遵守）の徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役員及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めるものとする。すべての役員及び従業員は、企業行動規範の基本原則である「コンプライアンス規程」を通じてその精神を理解し、一層公正で透明な企業風土の構築に努める。
- (3) 事業活動においては、コンプライアンスを最優先し、法令・企業倫理・社内規程等を遵守し、あわせて企業不祥事等の撲滅を目指すため、コンプライアンスを所管とする委員会を設置し、代表取締役社長をその委員長とする。また、社外取締役を含む構成委員を取締役に選任し、コンプライアンス体制の確立・強化を推進する。
- (4) 当社は、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、社外を含めた複数の窓口を設置し、通報者の保護を徹底した「内部通報規程」による内部通報制度を運用する。
- (5) 当社は、内部監査の実施にあたっては、すべての業務が法令・定款及び社内諸規程等に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、当社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるか、公正不偏に検証することとする。
- (6) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る議事録等の記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき定められた期間保存する。
- (2) 当社は、「情報セキュリティ規程」を定め、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスクを適切に認識し、損失発生 of 未然防止に努めるため「リスク管理規程」を制定し、リスク管理体制の整備を推進する。
- (2) リスク管理に関する会社全体のリスク対策実施状況の確認等を定期的に行う。
- (3) 当社において重大なリスクが顕在化したときには対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、定款及び「取締役会規程」に基づき運営し、原則毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて臨時に開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行い、当社の取締役の業務執行状況の監督を行う。
- (2) 当社は、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、「中期経営計画」及び単年度の「経営計画」を策定する。経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図る。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、体制の整備・運用をはかり、有効性評価、維持・改善等を行う。
- (2) 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による相互牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査業務を円滑に遂行するために適切な使用人を配置する。なお、当該使用人は監査役の指揮命令に従い業務を行い、人事考課等に際しては、常勤監査役に意見を求めることとする。
- (2) 取締役は、監査役補助使用人がその監査業務を遂行するうえで不当な制約を受けないように配慮しなければならず、監査役補助使用人は監査業務遂行にあたり不当な制約を受けたときは、監査役に報告し、制約の排除を求めることができる。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、
 - i. 当社の信用を著しく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
 - ii. 当社の業績に著しく悪影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの
 - iii. 企業倫理、コンプライアンス、定款に違反したもの、またその恐れのある重大なもの
 - iv. その他 i～iiiに準ずる事項について、発見次第速やかに監査役に報告するものとする。
- (2) 取締役及び使用人は、監査役求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (3) 管理担当取締役は、当社における内部者通報制度の運用状況を確認するとともに、監査役に定期的に報告する。
- (4) 内部者通報制度に基づく通報または監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社の取締役及び使用人に対し不利な取り扱いを行わない。
- (5) 重要な決裁書類は、監査役への閲覧に供するものとする。

8. 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が監査法人及び内部監査部門と緊密な連携を保ち、足らざる点を補完しつつ相互に牽制する関係を構築し、効率的かつ効果的な監査が実施できるよう「三様監査」体制の環境を整備するものとする。
- (2) 監査役は、取締役から実効的かつ機動的な報告がなされるように、社内規程の整備その他社内体制の整備を代表取締役を求めることができる。
- (3) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- (4) 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- (5) 監査役は、原則月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、監査法人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- (6) 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに速やかに応じる。

④ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

a. 内部統制システム全般

当社では、内部統制に関する基本方針と規程を整備し、役員・社員の責任を明確化したうえで、内部監査・監査役監査・会計監査の三様監査による定期的な情報交換を通じて連携を強化し、内部統制の徹底と改善に努めています。また、内部通報制度を設けることで不正の早期発見と是正を図っています。

b. リスク・コンプライアンス管理体制

当社では、リスク・コンプライアンス委員会を四半期に一度実施しております。リスクを予見し、適切に評価をするとともに、必要な措置を講じております。またコンプライアンス推進体制の整備及び維持向上に努めております。

c. 内部監査

当社の内部監査は、内部監査計画書に基づき、当社の全部門について原則年1回実施しております。

⑤ 役員の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	53,500	47,500	6,000	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	4,875	4,875	—	—	1
社外役員	7,550	7,550	—	—	4
計	65,925	59,925	6,000	—	9

(注) 上表には2026年5月15日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

a. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者がいないため、記載しておりません。

b. 役員の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

役員報酬は、会社が役員に対し取締役または監査役としての業務執行の対価として支払うもので、当社は、役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、次のとおりであります。

(基本方針)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責などに応じて、他社（世間）水準、会社業績及び従業員給与とのバランス等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

常勤役員の報酬は、会社の業績や経営状況、役員本人の担当職務、職務執行能力の成果、及び責任の実態などを斟酌して決定しております。非常勤役員の報酬は、当該役員の会社への貢献度や責任の実態、社会的地位などを斟酌して決定しております。

(役員報酬の構成)

役員の固定報酬は、毎月金銭により支給します。ただし、取締役が従業員職務を兼務しているときは、役員報酬と従業員給与に区分して支給します。

また、常勤の取締役に對しては、会社の業績等に応じて、毎月の固定報酬に加えて役員賞与を支給することがあり、役員賞与は、当該期間の各取締役の業績への寄与度を斟酌して、その都度決定します。

さらに、当社取締役（非常勤の取締役を含む）の業績向上に対する意欲を一層高めることを目的として、会社法第361条の規定に基づき、ストックオプションとしての新株予約権を発行することがあります。本ストックオプションについては、従来株主総会で承認頂いている報酬限度額（下記）とは別枠で発行するものであります。

(報酬限度額：役員の報酬等に関する株主総会の決議及びその内容)

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の臨時株主総会において、年額3億円以内と決議されております。

なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとします。監査役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の臨時株主総会において、年額5千万円以内と決議されております。

(役員報酬の決定手続き)

各取締役及び各監査役の報酬額は、「役員報酬規程」を制定し、各取締役に対する報酬等の具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会において、その都度決定します。ただし、取締役会が代表取締役社長に決定を一任した場合、社長が決定します。各監査役に対する報酬等の具体的金額、支給の時期等の決定は、監査役の協議（会社法第387条第2項）により決定します。

なお、役員賞与を含めた取締役の報酬等は、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内（上記）で支給されます。

最近事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、取締役会は代表取締役社長小川浩二に対し各取締役の報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

⑥ 取締役及び監査役の定数

当社は、社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しております。社外取締役は、社内取締役に対する監視・監督機能、及び見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っております。社外監査役は、客観的及び中立的立場からの経営に対する監視、監督機能を担っております。なお、社外取締役 小林 裕亨氏は当社の株式10,000株を所有し、社外監査役 山川 隆氏は当社の株式15,000株を所有しております。当社と両氏の間には、それ以外に人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。また、この他の各社外役員と当社との間には、人的関係・資本的関係・取引関係その他の利害関係は一切ありません。

当社は、社外役員の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で選任しております。

⑦ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は5名以内とする旨を定款で定めております。

⑧ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

⑩ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑪ 役員の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる旨を定款に定めております。

⑫ 役員の責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。

⑬ 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者の職務に関する損害賠償請求が填補されることとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求等の場合には填補の対象としないこととしております。

⑭ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

現在、当社に支配株主はおりませんが、支配株主との取引が発生する場合は、当該取引が独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件であることを確認し、少数株主の利益を害することのないよう、適切に対応することとしております。

また、関連当事者との取引も同様に対応いたします。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
発行者	16,800	—
計	16,800	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬の決定方針は、特に定めておりませんが、当社事業規模の観点から監査日数等を総合的に勘案し決定しております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第6項で認められた会計基準のうち、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 中間財務諸表の作成について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

3 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度(2024年10月1日から2025年9月30日まで)の財務諸表について、監査法人アヴァンティアにより監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）の中間財務諸表について、監査法人アヴァンティアにより期中レビューを受けております。

4 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	212,551	307,383
売掛金	415,694	399,107
契約資産	34,056	13,406
仕掛品	※2 1,786	※2 25,809
前払金	5,940	3,520
前払費用	3,268	5,124
流動資産合計	673,297	754,350
固定資産		
有形固定資産		
建物	228,234	230,607
減価償却累計額	△201,313	△202,688
減損損失累計額	△10,706	△10,706
建物(純額)	16,215	17,213
工具、器具及び備品	30,488	40,350
減価償却累計額	△23,498	△25,899
工具、器具及び備品(純額)	6,990	14,451
一括償却資産	717	—
土地	64,100	64,100
有形固定資産合計	88,023	95,764
投資その他の資産		
投資有価証券	5,261	—
差入保証金	14,894	24,888
長期前払費用	415	335
繰延税金資産	87,049	76,913
投資その他の資産合計	107,621	102,136
固定資産合計	195,644	197,901
資産合計	868,942	952,252

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 9 月30 日)	当事業年度 (2025年 9 月30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	20,383	20,096
1年内返済予定の長期借入金	14,244	—
未払金	10,252	9,264
未払費用	30,660	32,161
未払消費税等	16,546	8,504
未払法人税等	530	826
前受金	6,246	6,246
預り金	34,956	29,027
受注損失引当金	1,403	43,915
流動負債合計	135,223	150,042
固定負債		
長期借入金	28,651	—
退職給付引当金	70,200	58,640
固定負債合計	98,851	58,640
負債合計	234,074	208,683
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	79,200	79,200
資本剰余金合計	79,200	79,200
利益剰余金		
利益準備金	7,310	7,310
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	447,767	556,508
利益剰余金合計	455,077	563,818
株主資本合計	634,277	743,018
新株予約権	590	550
純資産合計	634,867	743,568
負債純資産合計	868,942	952,252

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間 (2026年3月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	455,520
売掛金	121,711
契約資産	83,502
仕掛品	40,800
前払金	4,510
前払費用	5,632
未収消費税等	3,763
流動資産合計	715,441
固定資産	
有形固定資産	
建物	230,607
減価償却累計額	△203,498
減損損失累計額	△10,706
建物(純額)	16,403
工具、器具及び備品	39,855
減価償却累計額	△26,280
工具、器具及び備品(純額)	13,574
土地	64,100
有形固定資産合計	94,077
投資その他の資産	
差入保証金	24,338
長期前払費用	83
繰延税金資産	76,913
投資その他の資産合計	101,335
固定資産合計	195,413
資産合計	910,855

(単位：千円)

当中間会計期間
(2026年3月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	23,547
未払金	4,375
未払費用	19,436
未払法人税等	8,255
前受金	4,050
預り金	7,255
受注損失引当金	49,573
流動負債合計	116,493
固定負債	
退職給付引当金	57,454
固定負債合計	57,454
負債合計	173,948
純資産の部	
株主資本	
資本金	10,000
資本剰余金	170,817
利益剰余金	555,589
株主資本合計	736,406
新株予約権	500
純資産合計	736,906
負債純資産合計	910,855

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30 日)	当事業年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30 日)
売上高	※ 1 1, 246, 336	※ 1 1, 194, 845
売上原価	※ 3 791, 738	※ 3 806, 050
売上総利益	454, 598	388, 795
販売費及び一般管理費	※ 2 199, 494	※ 2 248, 421
営業利益	255, 103	140, 374
営業外収益		
受取利息	22	644
雑収入	0	538
営業外収益合計	22	1, 183
営業外費用		
支払利息	5, 689	702
営業外費用合計	5, 689	702
経常利益	249, 436	140, 854
特別利益		
投資有価証券売却益	—	2, 246
特別利益合計	—	2, 246
特別損失		
投資有価証券売却損	—	757
特別損失合計	—	757
税引前当期純利益	249, 436	142, 343
法人税、住民税及び事業税	530	826
法人税等調整額	△975	10, 136
法人税等合計	△445	10, 962
当期純利益	249, 882	131, 380

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日)		当事業年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費	※ 1	520, 338	65. 9	509, 781	61. 4
II 経費		269, 475	34. 1	320, 291	38. 6
計		789, 814	100. 0	830, 073	100. 0
期首仕掛品棚卸高		3, 710		1, 786	
合計		793, 525		831, 860	
期末仕掛品棚卸高		1, 786		25, 809	
売上原価		791, 738		806, 050	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	216,197	239,525
受注損失引当金繰入額	1,403	42,512
地代家賃	16,515	19,423
消耗品費	7,538	5,412

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算であります。

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31 日)	
売上高		530,146
売上原価	※ 2	392,079
売上総利益		138,067
販売費及び一般管理費	※ 1	115,606
営業利益		22,460
営業外収益		
受取利息		573
雑収入		118
営業外収益合計		692
営業外費用		
支払利息		191
雑損失		296
営業外費用合計		488
経常利益		22,664
特別損失		
固定資産除却損		0
特別損失合計		0
税引前中間純利益		22,664
法人税等		8,255
中間純利益		14,409

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	79,200	79,200
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	100,000	79,200	79,200

	株主資本			
	利益剰余金			株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	7, 310	209, 204	216, 514	395, 714
当期変動額				
剰余金の配当		△11, 319	△11, 319	△11, 319
当期純利益		249, 882	249, 882	249, 882
当期変動額合計	—	238, 563	238, 563	238, 563
当期末残高	7, 310	447, 767	455, 077	634, 277

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	590	396,304
当期変動額		
剰余金の配当		△11,319
当期純利益		249,882
当期変動額合計	—	238,563
当期末残高	590	634,867

当事業年度（自 2024年10月 1 日 至 2025年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	79,200	79,200
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	100,000	79,200	79,200

	株主資本			
	利益剰余金			株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	7,310	447,767	455,077	634,277
当期変動額				
剰余金の配当		△22,638	△22,638	△22,638
当期純利益		131,380	131,380	131,380
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	108,741	108,741	108,741
当期末残高	7,310	556,508	563,818	743,018

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	590	634,867
当期変動額		
剰余金の配当		△22,638
当期純利益		131,380
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△40	△40
当期変動額合計	△40	108,701
当期末残高	550	743,568

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30 日)	当事業年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	249,436	142,343
減価償却費	23,005	5,470
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△4,387	△11,560
受注損失引当金の増減額(△は減少)	1,403	42,512
投資有価証券売却損益(△は益)	—	△1,488
受取利息	△22	△644
支払利息	5,689	702
売上債権及び契約資産の増減額(△は増加)	△53,929	37,237
棚卸資産の増減額(△は増加)	17,182	△24,022
仕入債務の増減額(△は減少)	4,474	△287
前受金の増減額(△は減少)	△1,924	—
前払金の増減額(△は増加)	△2,740	2,420
前払費用の増減額(△は増加)	△440	△1,856
未払金の増減額(△は減少)	5,331	△987
未払費用の増減額(△は減少)	△15,975	1,500
未払消費税等の増減額(△は減少)	△16,533	△8,042
預り金の増減額(△は減少)	22,598	△5,928
その他	18,130	△259
小計	251,298	177,108
利息の受取額	22	644
利息の支払額	△5,041	△405
法人税等の支払額	△530	△530
法人税等の還付額	0	3
営業活動によるキャッシュ・フロー	245,749	176,820
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,977	△12,235
投資有価証券の売却による収入	—	6,750
差入保証金の差入による支出	—	△10,969
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,977	△16,455
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△197,118	△42,895
配当金の支払額	△11,319	△22,638
財務活動によるキャッシュ・フロー	△208,437	△65,533
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	35,335	94,831
現金及び現金同等物の期首残高	177,216	212,551
現金及び現金同等物の期末残高	※ 212,551	※ 307,383

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	22,664
減価償却費	3,421
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△1,185
受注損失引当金の増減額(△は減少)	5,657
受取利息及び受取配当金	△573
支払利息	191
売上債権及び契約資産の増減額(△は増加)	207,299
棚卸資産の増減額(△は増加)	△14,991
仕入債務の増減額(△は減少)	3,451
前受金の増減額(△は減少)	△2,195
前払金の増減額(△は増加)	△990
未払金の増減額(△は減少)	△4,889
未払費用の増減額(△は減少)	△12,724
未払又は未収消費税等の増減額(△は減少)	△12,268
預り金の増減額(△は減少)	△21,772
その他	△375
小計	170,719
利息及び配当金の受取額	573
利息の支払額	△191
法人税等の支払額	△826
法人税等の還付額	98
営業活動によるキャッシュ・フロー	170,373
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,184
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,184
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△22,638
新株予約権の行使による株式の発行による収入	1,587
財務活動によるキャッシュ・フロー	△21,051
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	148,137
現金及び現金同等物の期首残高	307,383
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 455,520

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 24年

構築物 50年

工具、器具及び備品 1年～15年

ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、支出時に費用処理しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4 引当金の計上基準

(1) 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失金額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌期以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

システム開発受託契約に係る収益は、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる案件については、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間が、ごく短いシステム開発受託契約については、顧客によるサービスの検収時点で履行義務が充足されると判断し、当該サービスの検収時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足にかかる進捗度の見積りは原価比例法によっております。

保守サービスにかかる収益は、主に開発製品の保守であり、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり履行義務の充足の進捗度に応じて、収益を認識しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
受注制作ソフトウェアの請負契約のうち一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する収益	34,056	13,406
契約資産	34,056	13,406
受注損失引当金	1,403	43,915

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は受注制作のソフトウェアについて、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しており、その進捗度は原価総額の見積りに対する当事業年度末までの実際発生原価の割合に基づいて算定しております。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

受注制作のソフトウェアに係る収益認識における重要な見積りは、原価総額であり、ソフトウェア開発の作業に伴い発生が見込まれる工数が主要な仮定として挙げられます。原価総額の見積りに際しては、プロジェクトごとの規模及び複雑性を勘案した上で、システムの仕様に基づき、システム構築及びプロジェクトの管理に関する専門的な知識と経験を有する各部門の責任者により個別に行われております。

③重要な会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に与える影響

各プロジェクトの開発を進める中でシステム仕様の変更や予期せぬ事象の発生により原価総額の見積りに変動が生じた場合、進捗度の算定に影響が生じる可能性があり、翌事業年度の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	87,049	76,913

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得により、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは、当社の取締役会で承認された将来の事業計画を基礎としております。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、主要な仮定は受注確率及び過去の実績に基づく売上予測となります。

③重要な会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に与える影響

期末時点で入手可能な情報及び仮定を基に事業計画に基づく課税所得を見積もっておりますが、事業計画に係る判断は、将来における市場の動向その他の要因により影響を受け、これらの状況に変化があった場合には、繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)

「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定める。

(2) 適用予定日

2028年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

- 1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。
これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
当座貸越極度額	—	100,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	—	100,000千円

- ※2 損失が見込まれる請負契約に係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。受注損失引当金に対応する仕掛品の額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
仕掛品	1,403千円	16,696千円

(損益計算書関係)

- ※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

- ※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
役員報酬	34,800千円	65,925千円
給料手当	66,731	75,348
支払報酬	20,585	27,505
おおよその割合		
販売費	19.5%	13.5%
一般管理費	80.5%	86.5%

- ※3 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
受注損失引当金繰入額	1,403千円	42,512千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	226,388	—	—	226,388

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	当事業 年度末残高 (千円)
第1回新株予約権	590
第2回新株予約権	—
第3回新株予約権	—
合計	590

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年12月21日 定時株主総会	普通株式	11,319	50	2023年9月30日	2023年12月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	22,638	100	2024年9月30日	2024年12月20日

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	226,388	—	—	226,388

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	当事業 年度末残高 (千円)
第1回新株予約権	550
第2回新株予約権	—
第3回新株予約権	—
第4回新株予約権	—
第5回新株予約権	—
合計	550

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年12月19日 定時株主総会	普通株式	22,638	100	2024年9月30日	2024年12月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年12月4日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	22,638	100	2025年9月30日	2025年12月5日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金	212,551千円	307,383千円
現金及び現金同等物	212,551千円	307,383千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金調達については、事業計画に基づき必要な運転資金を主として自己資金で賄っており、必要に応じて銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引については、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、発行体企業との資本提携等に関連する株式であり、発行体企業の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び買掛金は、ほとんど3ヵ月以内の支払期日であります。借入金は、短期的な運転資金であり、償還日は決算日後、最長で4年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程にしたがい、営業債権について、経理財務部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社では、経理財務部において定期的に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	42,895	42,895	—
負債計	42,895	42,895	—

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「前払金」「前払費用」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払消費税等」「未払法人税等」「預り金」については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(※2) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※3) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度(千円)
非上場株式	5,261

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	212,551	—	—	—
売掛金及び契約資産	449,750	—	—	—
合計	662,302	—	—	—

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	14,244	14,244	11,757	2,650	—	—
合計	14,244	14,244	11,757	2,650	—	—

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払消費税等」「未払法人税等」「預り金」については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	307,383	—	—	—
売掛金及び契約資産	412,513	—	—	—
合計	719,896	—	—	—

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	42,895	—	42,895
負債計	—	42,895	—	42,895

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの 株式	5,261	17,050	△11,788
合計	5,261	17,050	△11,788

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

2 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	6,750	2,246	757
合計	6,750	2,246	757

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日)
退職給付引当金の期首残高	74,588 千円	70,200 千円
退職給付費用	2,463	4,798
退職給付の支払額	△3,037	△12,658
制度への拠出額	△3,813	△3,700
退職給付引当金の期末残高	70,200 千円	58,640 千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2024年 9月30日)	当事業年度 (2025年 9月30日)
積立型制度の退職給付債務	120,636 千円	104,148 千円
年金資産	△50,435	△45,507
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	70,200 千円	58,640 千円
退職給付引当金	70,200	58,640
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	70,200 千円	58,640 千円

(3) 退職給付費用

	前事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日)
簡便法で計算した退職給付費用	2,463 千円	4,798 千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2023年6月26日	2023年6月26日	2023年12月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 1名 社外協力者 1名	当社従業員 4名	当社従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 59,000 株	普通株式 4,000 株	普通株式 6,500 株
付与日	2023年6月27日	2023年6月27日	2023年12月22日
権利確定条件	「第5 発行者の状況 1【株式等の状況】(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5 発行者の状況 1【株式等の状況】(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5 発行者の状況 1【株式等の状況】(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません	対象期間の定めはありません	対象期間の定めはありません
権利行使期間	2023年6月27日～ 2033年6月26日	2025年6月27日～ 2033年6月26日	2025年12月22日～ 2033年12月21日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2024年12月19日	2025年4月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 外部協力者 1名 当社従業員 11名	当社従業員 10名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 13,500 株	普通株式 5,500 株
付与日	2024年12月20日	2025年4月28日
権利確定条件	「第5 発行者の状況 1【株式等の状況】(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第5 発行者の状況 1【株式等の状況】(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません	対象期間の定めはありません
権利行使期間	2026年12月20日～2034年12月19日	2027年4月26日～2035年4月25日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 付与対象者の区分は付与日における区分です。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2023年6月26日	2023年6月26日	2023年12月21日
権利確定前(株)			
前事業年度末	59,000	4,000	6,500
付与	—	—	—
放棄	4,000	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	55,000	4,000	6,500

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2024年12月19日	2025年4月25日
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	13,500	5,500
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	13,500	5,500

② 単価情報

決議年月日	第1回新株予約権 2023年6月26日	第2回新株予約権 2023年6月26日	第3回新株予約権 2023年12月21日
権利行使価格(円)	529	529	1,424

決議年月日	第4回新株予約権 2024年12月19日	第5回新株予約権 2025年4月25日
権利行使価格(円)	2,828	2,828

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、単位当たりの本源的価値の見積によっております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、修正簿価純資産法により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- 当事業年度末における本源的価値の合計額 ー 千円
- 当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 ー 千円

(税効果会計関係)

前事業年度(2024年9月30日)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注)1	208,653	千円
土地減損	34,441	
退職給付引当金	24,289	
その他	13,865	

繰延税金資産小計

281,249 千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)1

△124,286

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額

△69,913

評価性引当額小計

△194,199 千円

繰延税金資産合計

87,049 千円

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

項目	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金	—	—	—	165,977	23,591	19,085	208,653
評価性引当額	—	—	—	△81,609	△23,591	△19,085	△124,286
繰延税金資産	—	—	—	84,367	—	—	84,367

※1 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

※2 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、繰越欠損金に係る繰延税金資産を回収することが可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3%
住民税均等割等	0.2%
評価性引当額の増減	△36.1%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.2%

当事業年度(2025年9月30日)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注) 1	147,106	千円
土地減損	34,441	
退職給付引当金	20,289	
受注損失引当金	15,194	
その他	8,858	

繰延税金資産小計	225,890	千円
----------	---------	----

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 1	△89,148	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△59,828	

評価性引当額小計	△148,976	千円
----------	----------	----

繰延税金資産合計	76,913	千円
----------	--------	----

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

項目	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金	—	—	104,430	23,591	8,561	10,524	147,106
評価性引当額	—	—	△46,472	△23,591	△8,561	△10,524	△89,148
繰延税金資産	—	—	57,958	—	—	—	57,958

※1 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

※2 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、繰越欠損金に係る繰延税金資産を回収することが可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
住民税均等割等	0.6%
評価性引当額の増減	△36.1%
その他	8.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.7%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当社は、本社及びサテライトオフィスの不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)

(単位：千円)

事業分野	報告セグメント
	システムインテグレーション事業
業務システム分野	1,032,814
基盤システム分野	212,521
科学技術分野	1,000
顧客との契約から生じる収益	1,246,336
外部顧客への売上高	1,246,336

当事業年度(自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)

(単位：千円)

事業分野	報告セグメント
	システムインテグレーション事業
業務システム分野	980,960
基盤システム分野	211,885
科学技術分野	2,000
顧客との契約から生じる収益	1,194,845
外部顧客への売上高	1,194,845

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約及び履行義務については、「注記事項（重要な会計方針） 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	395,821	415,694
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	415,694	399,107
契約資産(期首残高)	33,313	34,056
契約資産(期末残高)	34,056	13,406
契約負債(期首残高)	8,171	6,246
契約負債(期末残高)	6,246	6,246

当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は6,246千円であります。

過去の期間に充足した履行義務から当事業年度に認識した収益の額に変動はありません。

契約資産は、顧客とのシステム開発受託契約について履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識した収益額のうち未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられるものであります。

契約負債は、主に、一定期間にわたり収益を認識するシステム保守契約について、個々の契約毎に定めた支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。なお、契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
1年以内	6,246	6,246
合計	6,246	6,246

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、システムインテグレーション事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

収益認識関係に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
(株)PUREWORKS	439,944	システムインテグレーション事業

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

収益認識関係に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
青山商事(株)	395,509	システムインテグレーション事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日)
1 株当たり純資産額 (円)	280. 17	328. 21
1 株当たり当期純利益金額 (円)	110. 38	58. 03

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 2026年 5 月18日付で普通株式 1 株につき10株の分割を行いました。が、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日)
1 株当たり当期純利益金額 (円)	110. 38	58. 03
当期純利益(千円)	249, 882	131, 380
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	249, 882	131, 380
普通株式の期中平均株式数(株)	2, 263, 880	2, 263, 880

(重要な後発事象)

(資本金及び資本準備金の額の減少)

当社は、2025年11月19日開催の取締役会において、2025年12月4日開催の定時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少に関する議案を付議し、同株主総会において承認可決されました。

1. 目的

中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を実現するための経営戦略の一環として、現在の事業規模に応じた適切な税制の適用を通じて財務の健全性を維持し、今後の資本政策の柔軟性および機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、減少する資本金及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 要領

①減少すべき資本金の額

資本金の額100,808,500円のうち90,808,500円を減少し、資本金の額を10,000,000円とし、減少する資本金をその他資本剰余金に振り替えるものであります。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

②減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額80,008,500円を全額減少し0円とし、その全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が減資の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

③資本金及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行つた上で、減少するそれぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振り替えます。

3. 日程

(1) 取締役会決議日	2025年11月19日
(2) 定時株主総会決議日	2025年12月4日
(3) 債権者異議申述公告日	2025年11月4日
(4) 債権者異議申述最終期日	2025年12月8日
(5) 減資の効力発生日	2025年12月9日

4. その他の重要な事項

資本金及び資本準備金の額の減少は、純資産の部における勘定科目間における振替処理であり、純資産の額に変動はありません。また、発行済株式総数の変更もありませんので、所有株式数や1株当たり純資産額への影響はありません。

【注記事項】当中間会計期間（自 2025年10月 1 日 至 2026年3月31日）

（中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用して計算しております。

（中間損益計算書関係）

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31日)
役員報酬	34,775千円
給料手当	35,954
支払報酬	9,115

※ 2 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31日)
受注損失引当金繰入額	5,657千円

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31日)
現金及び預金	455,520千円
現金及び現金同等物	455,520千円

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31日)

(単位：千円)

事業分野	報告セグメント
	システムインテグレーション事業
業務システム分野	401,456
基盤システム分野	116,790
科学技術分野	11,900
顧客との契約から生じる収益	530,146
外部顧客への売上高	530,146

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、システムインテグレーション事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり中間純利益金額(円)	6.28

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 2026年5月18日付で普通株式1株につき10株の分割を行いました。が、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり中間純利益金額(円)	6.28
中間純利益(千円)	14,409
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	14,409
普通株式の期中平均株式数(株)	2,293,880

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2026年4月30日開催の取締役会決議に基づき、2026年5月18日付の株式分割を行っております。

また、2026年5月15日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度導入の目的

当社株式の流通性向上を目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2026年5月17日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その所有する普通株式1株を10株とする株式分割とし、その効力発生日は2026年5月18日としております。

(2) 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	229,388株
今回の分割により増加する株式数	2,064,492株
株式分割後の発行済株式総数	2,293,880株
分割後の発行可能株式総数	8,000,000株

(3) 1株当たり情報に与える影響

前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年5月18日を効力発生日として、当社の定款の一部を変更いたしました。

(2) 定款変更の内容

変更内容は以下のとおりです（下線部は変更箇所）。

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>80</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>800</u> 万株とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日 2026年5月18日

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 (千円)	当期末減損 損失累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産								
建物	228,234	2,373	—	230,607	202,688	10,706	1,375	17,213
工具、器具 及び備品	30,488	9,862	—	40,350	25,899	—	2,401	14,451
一括償却 資産	2,152	—	—	2,152	2,152	—	717	—
土地	64,100	—	—	64,100	—	—	—	64,100
有形固定資産 計	324,975	12,235	—	337,211	230,740	10,706	4,494	95,764
投資その他の 資産								
差入保証金	17,256	10,969	—	28,225	3,337	—	976	24,888

(注) 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品

SDI五反田ビル 事務机椅子 7,103千円

差入保証金

SDI五反田ビル 敷金 10,969千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の 長期借入金	14,244	—	—	—
長期借入金（1年以内に返 済予定のものを除く。）	28,651	—	—	—
合計	42,895	—	—	—

(注) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）は、繰上返済により当期末時点で返済を完了しております。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
受注損失引当金	1,403	43,915	1,403	—	43,915

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	157,311
定期預金	150,071
合計	307,383

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
青山商事(株)	266,154
(株)AOKI	33,712
富士通(株)	23,760
産業技術総合研究所	11,527
塩野義製薬(株)	10,585
その他	53,367
合計	399,107

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{(B)} \times 365$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	
415,694	1,323,128	1,339,715	399,107	77.0	112.4

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 仕掛品

品名	金額(千円)
労務費	19,335
経費	6,473
合計	25,809

④ 繰延税金資産

繰延税金資産は、76,913千円であり、その内容については「1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(税効果会計関係)」に記載しております。

⑤ 買掛金

相手先	金額(千円)
(株)ネクステージ	5,360
日本システムデータ(株)	5,203
(株)アートック	3,082
(株)PUREWORKS	2,233
南里沢	1,027
その他	3,190
合計	20,096

⑥ 退職給付引当金

退職給付引当金は、58,640千円であり、その内容については「1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(退職給付関係)」に記載しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注)1
買取手数料	無料 (注)2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは、次のとおりであります。 https://www.suri.co.jp/
株主に対する特典	なし

- (注) 1. 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式がTOKYO PRO Marketに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年 6月24日	㈱シーエム ディラボ 代表取締役 前田 敏幸	東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-3-2東京エ ステートビ ル4F	元当社取引 先	小川 直輝	三重県員弁 郡東員町	特別利害関 係者等（当 社代表取締 役の弟、当 社従業員）	1,000	1,500,000 (1,500)	所有者の事 情による

(注) 1. 当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。同取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期末日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう）の末日（2025年9月30日）から起算して2年前（2023年10月1日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存されるものとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

3. 移動価格算定方式は次のとおりです。

修正簿価純資産方式（時価純資産方式）により算出した価格を参考として、譲渡人と譲受人が協議のうえ、決定いたしました。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	2023年12月22日	2024年12月20日	2025年4月28日
種類	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 6,500株	普通株式 13,500株	普通株式 5,500株
発行価格	1株につき1,424円 (注) 1	1株につき2,828円 (注) 1	1株につき2,828円 (注) 1
資本組入額	712円	1,414円	1,414円
発行価額の総額	9,256,000円	38,178,000円	15,554,000円
資本組入額の総額	4,628,000円	19,089,000円	7,777,000円
発行方法	2023年12月21日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	2024年12月19日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	2025年4月25日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 発行価格は、修正簿価純資産法により算定しております。

2. 第三者割当等による募集株式の割当て等及び所有に関する制限に関し、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

(1) 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による募集株式の割当て（上場前の公募等による場合を除く。）、第三者割当による新株予約権割当て（それと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当てを含む。）、新株予約権の行使による株式の交付（前に規定する新株予約権に係るものに限る。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当又は交付を受けた者が、担当J-Adviserに対して、次項に定める事項について確約を行わせるものとする。

①割当又は交付を受けた株式及び新株予約権（以下「割当株式等」という。）について、割当又は交付を受けた日から上場日以降6か月を経過する日（割当株式等の割当又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日）までの継続所有。

②割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

③その他同取引所が必要と認める事項。

(2) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2025年9月30日であります。

3. 同規程施行規則第107条の規定に基づき、割当または交付を受けた者は、担当J-Adviserに対して、割当株式等について、割当または交付を受けた日から上場日以降6か月を経過する日（割当株式等の割当又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、原則として、当該割当または交付を受けた日から1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。

4. 第5回新株予約権については、放棄により従業員1名500株分の権利が喪失しております。

5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき 1,424円	1株につき 2,828円	1株につき 2,828円
行使期間	2025年12月22日から 2033年12月21日まで	2026年12月20日から 2034年12月19日まで	2027年4月26日から 2035年4月25日まで
行使の条件および譲渡に関する事項	「第一部【企業情報】第5【発行者の状況】1【株式等の状況】（2）【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	「第一部【企業情報】第5【発行者の状況】1【株式等の状況】（2）【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	「第一部【企業情報】第5【発行者の状況】1【株式等の状況】（2）【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

6. 2026年4月30日開催の取締役会決議により、2026年5月18日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。なお、当該株式分割により、「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は、それぞれ以下のとおり調整されております。

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行数	普通株式 65,000株	普通株式 135,000株	普通株式 55,000株
発行価格	1株につき143円	1株につき283円	1株につき283円
資本組入額	71.5円	141.5円	141.5円

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 発行者との関係
棒 直之	東京都八王子市	会社員	1,500	2,136,000 (1,424)	当社の従業員

- (注) 1. 上記のほか、当社の従業員7名が新株予約権の取得者であり、総数5,000株が割り当てられています。
2. 2026年4月30日開催の取締役会決議により、2026年5月18日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 発行者との関係
小川 浩二	神奈川県横浜市港北区	会社役員	5,000	14,140,000 (2,828)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の代表取締役社長)
立川 浩三	神奈川県川崎市高津区	会社役員	2,000	5,656,000 (2,828)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
小林 裕亨	東京都文京区	会社役員	500	1,414,000 (2,828)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
大塚 利弘	神奈川県川崎市宮前区	会社役員	500	1,414,000 (2,828)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

- (注) 1. 上記のほか、当社の従業員11名が新株予約権の取得者であり、総数5,500株が割り当てられています。
2. 2026年4月30日開催の取締役会決議により、2026年5月18日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権③

- (注) 1. 当社の従業員10名が新株予約権の取得者であり、総数5,500株が割り当てられています。
なお、このうち、放棄により従業員1名500株の権利が喪失しております。
2. 2026年4月30日開催の取締役会決議により、2026年5月18日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数は株式分割前の割当株数で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
小川 浩二 ※1, 2	神奈川県横浜市港北区	1,069,030 (450,000)	34.67 (14.59)
(株)アニヴェルセルHOLDINGS ※1	東京都港区北青山3-5-27	410,000	13.29
青山商事(株) ※1	広島県福山市王子町1-3-5	220,000	7.13
数理技研従業員持株会 ※1	東京都品川区西五反田3-7-10	216,720	7.03
松永 保行 ※1, 4, 5	埼玉県さいたま市西区	100,870	3.27
立川 浩三 ※3	神奈川県川崎市高津区	100,080 (80,000)	3.25 (2.59)
東條 巖 ※1, 4	神奈川県横浜市青葉区	100,000	3.24
大塚 利弘 ※1, 3	神奈川県川崎市宮前区	64,660 (15,000)	2.10 (0.49)
西田 陽彦 ※4, 5	東京都調布市	52,500 (20,000)	1.70 (0.65)
高山 照夫 ※1	東京都台東区	50,000	1.62
夏野 剛 ※1	東京都渋谷区	50,000	1.62
中村 繁 ※1, 4	東京都小平市	50,000	1.62
その他32名		600,020 (225,000)	19.46 (7.30)
計		3,083,880 (790,000)	100.00 (25.62)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等（大株主上位10名） 2 特別利害関係者等（当社代表取締役社長） 3 特別利害関係者等（当社取締役） 4 当社又は関係会社の役員又は会計参与であった者 5 当社又は関係会社の従業員又は従業員であった者
2. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. 2026年4月30日開催の取締役会決議により、2026年5月18日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記所有株式数及び() 内の潜在株式数は、株式分割後の株式数で記載しております。

独立監査人の監査報告書

2026年7月21日

株式会社数理技研

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指定社員 公認会計士 木村 直人
業務執行社員



指定社員 公認会計士 藤沢 秀比古
業務執行社員



監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社数理技研の2024年10月1日から2025年9月30日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社数理技研の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年 7 月 21 日

株 式 会 社 数 理 技 研

取 締 役 会 御 中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 木 村 直 人



指 定 社 員 公 認 会 計 士 藤 沢 秀 比 古



監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社数理技研の2025年10月1日から2026年9月30日までの第49期事業年度の中間会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社数理技研の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上